

メディアのなかの「数方庭祭」 —明治・大正期の新聞資料から—

吉留 徹

1. はじめに

戦後70年を過ぎ、昭和元年生まれの人が90歳となり、スマートフォンやインターネットなど通信情報機器を媒体（メディア）として、人が直接顔を合わせることなく、世代や地域を超え、瞬時に様々な情報が行き交うSNS時代となった。民俗学は「民間伝承」すなわち伝承による「文字によらない人々の生活のあり方」や「郷土を研究する学問」¹⁾であった。それは前提として、長い生活環境のなかで先人によって「繰り返し」おこなわれ「世代的に継承され」、蓄積された生活経験による「文字に依らない」「知識」や「体験」（「民俗知識」といった「ムラの論理」（慣例）が存在する社会を基盤として成立していた²⁾。そこでは、予期せぬことの発生、新しい事物や不明なことに対処するためには、まずその土地に詳しい古老（経験者）に尋ねるといった方式がとられていた。しかし、現在では「ネット」時代といわれるようになり、何かわからないことがあればGoogleやYahoo!といったインターネット検索エンジンを使い、あるいはLINE、FacebookといったSNSにより誰でも簡単に、瞬時にして必要な情報を、たとえそれらが正しくあるいは間違っているとしても、入手することが可能となった。親世代あるいは祖父母世代から聞く情報よりも「ネット」情報、SNSの方が安直で信頼できるという人が増えてきた感が一部にあるのは否定できないであろう。これらの情報の多くは、誰か（個人あるいは組織）の判断により取捨選択されあるいは編集された情報から、さらに個人の価値判断に基づきながら紡ぎ出された多種多様な情報（法的な規制、公序良俗に反するものも含み）が混交し、一つの情報が複製され、あるいは改変されながら常に新しい情報として生成され、発信されている。

かつての古老により生成された情報は「古臭いもの」あるいは「時代遅れ」と忌避されるものもあれば、一方ではそれらを基に「歴史」や「伝統」が語られ、様々な地域活性、創生の核として「まちづくり」、「地域おこし」に利活用されているものもある³⁾。

顔を合わせ、会話をはじめ、身体（身振り・手振り・仕草）を介し、人から人への直接的な情報伝達による相互関係性の構築から、機器類を介しての間接的な情報伝達やそれに基づく関係性の構築へと変化してきた。会話のように「直接的・即時的・現在的・双方向的」な人と人の関係性から、「新聞」や「雑誌」にみられるような「文字」・「絵・写真」による「間接的・非即時的・過去の・一方向的」なもの、さらに「映画」、「ラジオ」そして「テレビ」の普及による「文字」・「絵・写真・動画」・「音声」による「間接的・即時的（あるいは非即時的）・過去の（あるいは現在的）・一方向的（あるいは双方向的）」なメディアを通して関係性を構築するものへ変化した。そして、現在では「文字・絵・音声・写真・動画」の「間接的・即時的・現在的・双方向的」なものへと、さらに対象も1対1的なものから多数対多数的な関係を構築するようなメディアとなり、「情報」が「貨幣」と同等あるいはそれ以上の価値を有し、メディアが歴史的にも強大な力を有す高度情報化社会が形成されたと言っても過言ではないであろう。

このような高度情報化社会へと発展する以前、明治維新时期に西洋文化の導入とともに新しいメディ

アとして、「新しい見聞」を意味する「新聞」が登場する。当初は、「文字」を読むことができ、そこに記載されている情報に「貨幣的価値」を求める人々によって限定的に利用されていた。

「新聞」の民俗研究利用については、すでに安田宗生が1980年代に「熊本県八代妙見祭調査」において、「伝承では聞き出すことが困難になっている明治大正初期にかけての祭りについて、古老たちの民間の記憶が曖昧で、その内容が人によって食い違う」⁴⁾と、現在の聞き調査だけでは明らかにできない部分や当時の社会情勢（政治、経済）の流れのなかで都市祭礼の変遷を考える上で有効な研究対象資料であることを指摘しており、特に明治期には太陰暦から太陽暦への変更、神社整理（合祀）といった数々の政策が国策として行政府指導のもとに実施され、「祭り」そのものにも様々な変更が強いられ、それを担う人々が如何に対応していったのかを当時の新聞記事の事例を用いながら明らかにされている⁵⁾。また、山口県内の事例については、清水満幸によって、萩における都市祭礼について新聞記事を用いて詳細に分析されている⁶⁾。

本稿では、このような先行研究に依拠しながら、明治・大正期の「新聞」というメディアに表象される「数方庭祭」が当時の人々にどのようにとらえられており、またそれがどのように変遷していったのか、検討を試みたい⁷⁾。

2. 明治・大正期の新聞にみる「数方庭祭」

今回分析のためにとりあげた新聞は、山口県立山口図書館に所蔵される明治・大正期の新聞のうち、『防長新聞』⁸⁾、『馬関毎日新聞』⁹⁾および『関門日日新聞』¹⁰⁾である。いずれも山口県および関門地域の情報を提供する地方新聞である。この三紙を取り上げたのは、田村貞雄によって分析されているように¹¹⁾明治・大正期に継続して新聞を発行しており、また発行部数の多い新聞であるという理由による。下関で発行された新聞で、年間発行部数の多い『関門日日新聞』（明治44年3,762,000部発行 県内1位）と『馬関毎日新聞』（明治44年2,535,120部発行 県内2位）、それに対比できるように、山口で発行された『防長新聞』（大正元年1,305,600部発行 県内3位）を用いた。以下本文中で事例として利用している新聞は各々『防長』、『馬日』および『関日』と略し、引用した年月日を記す。また、本文末に参考資料「明治～大正期 数方庭関連新聞記事」として引用記事を掲げているので、参照されたい。なお、紙幅の関係上、すべての新聞内容は掲載できなかったもので、ご容赦いただきたい。

2-1 名称について

今回確認できた明治期資料では、新聞によっては、当初は「幟舞」（ノボリマイ）、「幡祭」（ハタツリ）などの記載がいくつか見られるが、『防長』では明治34年からすでに「数方庭祭」の名称が使われ、また『関日』でも明治44年以降確認する限りでは「数方庭」で一貫している。しかし、『馬日』では明治37年には「数法庭祭」であったが、翌年から明治43年までは「数方勢祭」の名が、明治44年「数方庭」に一旦なるが、再び大正時代に入り「数方勢」の名にもどり、大正6～8年には「数方庭」「数方勢」の名が使用され、その後大正9年以降「数方庭」（スホウデイあるいはスホウテイとの読み仮名）の名に統一される。『馬日』のみが「数方勢」の名にこだわるのは、明治38年「数方勢祭保護會」の発足（『馬日』M38.8.11）との関連があるように思われるが、根拠を見いだせない。なお「数多勢

又は數法庭とも見えてゐるか現今では數方庭」（『馬日』T14.8.9）とあるように、大正末には「數方庭」に名称が統一されていることがわかる。

2-2 祭日について

現在の「數方庭祭」は8月7日～13日まで1週間おこなわれるが、明治42年までは旧暦7月7日から13日迄の1週間実施されている。しかし、文部省告示第235号「明治四十三年曆ヨリ陰曆ノ月日ヲ記載セス」に対応する形で、明治43年からは1ヶ月遅れの新曆に実施している¹²⁾。周知のとおり太陽曆の利用は、明治5年太政官布告第337号「改曆ノ布告」により「十二月三日ヲ以テ明治六年一月一日」とするものであるが、実際に農工商の関係者は陰曆によるものが多いということから、明治18年には旧曆を廃し新曆を守らせる論達が出され、「尊王愛國ノ精神ヲ育成」と「労苦ヲ慰遣」するため、「新年（国家安寧を祝い）・紀元節（神武建国の偉業を讃え）・天長節（今上中興の光烈を賛し）」を休日にして徹底させた¹³⁾。山口県でも、正月行事以外は明治20年代には新曆（あるいは1ヶ月遅れ）で実施される行事が多かったが、明治30年代に旧曆に復活、明治38,39年を境にして旧曆で実施されるのが大目に見られ、慣習的には旧曆で実施されていた¹⁴⁾。そのため、日露戦争後の地方改良事業の重要課題として明治43年太陽曆の実施が徹底化され、県内神社が一斉に祭礼日を太陽曆に改められ、「數方庭祭」もこれに合わせ、新曆8月7日に変更している¹⁵⁾。

このほかに祭日の変更は、明治35年山口県内でコレラが流行した年に「虎疫流行に付先に縣令第九十號を以て神社祭典の執行及び人民の群集を禁止」（『防長』M35.914）と、これに従い延期し、解除後の10月7日に実施している（『防長』M35.10.3,7）。

また、明治天皇が崩御した明治45年7月30日の際には、祭典奉仕のみは実施、幟舞は無期延期し、「御大喪第一期經過後に於て更に協議を遂げ日時を定むる」（『防長』T元.8.6）として、大正元年10月20日より26日までの7日間実施している（『防長』T元.10.19）¹⁶⁾。なお、この延期には「悪疫流行」も重なっているが、忌宮神社の秋祭（24-26日）、および同境内にある稲荷神社祭（25-26日）も合同で実施することに決定している（『防長』T元.10.19）。

明治～大正期にかけての祭日の変更は、日露戦争後の地方改良事業の一つとしての改曆、疫病の感染防止策という行政指導によるものと天皇崩御にあたって喪に服するという、どちらも国家の大事にあたって祭日に変更されていることがわかる。

開催の時間帯も、現在の祭りは午後6時頃から始まり、8時30分頃には終了するが、明治40年までは「毎日午後七時過ぎより九時半頃迄」（『馬日』M40.8.18）となっている。大正初年には10日の中日の人出が多いときには「午後六時頃より」はじまり「八時の幟舞（シブ）」で人出が増え「幟舞終りて盆踊玉換の餘興」があり、「午後十時頃より玉開き」をして「午後十一時過終了」している（『関日』T2.8.11）。大正中期には「午後七時から十時半迄毎夜數十發の奉納煙火を打ち揚げ」（『馬日』T9.8.4）というように盆踊り、玉替や花火など神事後の余興の実施で時間延長をおこなっていることがわかる。特に新曆移行の中日とされる10日を余興の中心日として、夜遅くまで実施していることがわかる。いずれも後述するように、鉄道、船、車といった交通の発展により、近郊はもとより遠隔地からも多くの人を迎え入れるための対策と、その利便性を図ることと関係している。

2-3 祭りの内容について

各新聞からの祭事にかかる情報の多くは、「数方庭祭」への参観者がいかに多いかという状況と、そのような参観者を集めるためにどのような余興・催しがおこなわれるかという内容の予報と報告がほとんどである。また「数方庭祭」がどのような祭事であるか、その具体的な内容や由来についての記載もいくつかみられ、祭りそのものの変化をも見出すことができる。

明治34年は、旧暦7月7日にあたる8月20日から26日までの1週間実施されているが、同年5月山陽鉄道全盛開通¹⁷⁾にともない、「數法庭」が「その盛況と珍らしさ」に他に類がない祭りであり、この祭事によって他地域の人をも引き込みながら数々の意匠を凝らしたものに展開、盛大化させていくという方向が出され、『防長』M34.7.13) それと同時に「来遊者の便利」をはかるため「各町二名宛の準備委員を設け」遠隔地よりの参拝者へ貸幟をおこなうこと(『防長』M34.7.3)、あるいは「三田尻若くは厚狭驛以西馬關間の瀛車賃銀割引」(『防長』M34.7.25)を実施するなど「遠方」の他地域の人々を受け入れる積極的な動きがみられる。それは一つには特に「近年幟の数が減少傾向にあり」、参加者の減少に歯止めをかけることを目的とし、「古來の風習は容易に廢滅せしめざるこそ土地繁榮の一策」という地域振興政策の一つとして氏子以外の外部者をも祭事に入れることを長府の有志(協商会か?)が忌宮社総代と協議して実行している(『防長』M34.7.25)。また商店街もこれに呼応し、「紀念幟として玩具用の小幟を造り」販売し、特に呉服商店は「夏物類の安賣」を実施している(『防長』M34.8.2)。特に「數方庭祭は他に比類なき祈禱祭」「奇觀を呈する」といったキャッチコピーを用いて「長府の商人団体(協商会)が積極的に山鐵會社各停車場は勿論九州各方面の各驛に広告」と盛大な宣伝をおこなっている様子を伝える(『防長』M34.8.17)。

明治37年2月日露戦争が開戦するが、その年の「数方庭祭」には各軍人家族に通知して参詣させ、神酒・守護札を渡して、平年より盛大に舞い、最終日には「戦捷(戦勝)の大祈禱式」が計画される(『防長』M37.8.10)。また同時に、この神事の由来が神功皇后の熊襲征討の出陣あるいは凱旋式といった、戦争に因んでいる(『防長』M37.8.10)ため、「出征軍人遺族の祈祷」(『防長』M37.8.26)が実施されている。

明治38年には「數方勢祭保護會」が結成され、「祭礼の保護」と「干珠遊覧」という、現在でいえば文化財保護と観光による、長府村の繁栄を計画されている(『馬日』M38.8.11)。

新暦移行の明治43年には「數方勢祭協賛會」が組織され、「旗」を持って参加する人に福引券の交付が始まる(『馬日』M43.8.9)が、翌年には「惣代會」の決議で「各種の余興賑はひ」は中止とされる。(『馬日』M44.8.13)

しかし、明治45年には町繁栄の一助となるよう町総代による神功皇后三韓征伐の故事に因み、「干玉、満玉」という金銀二個を商品とする「玉換」が計画され(『馬日』M45.7.16)、既述したように明治天皇崩御のため延期されるものの、玉替が実施されている(『馬日』T元.10.21)。

それから1年を経て、大正2年は例年よりも「出幟者頗る増加」(『防長』T2.8.10)、大正3年には「外浦海水浴場が設置され、關門汽船が一日四便出る」など便利になり、玉替に加え、中日に「青潮會主催我社(關門日日新聞)後援の變裝競争」(『関日』T3.8.7)が始まる。大正4年の御大典の年には神社境内も広くなり(『防長』T4.8.5)、「寶物館新築落成」(『関日』T4.8.7)し、玉替が社務所から呉

服店へ取扱が変更、「近来稀有の人出」と非常な賑わい状況であったことがわかる（『馬日』T4.8.9、『関日』T4.8.11）。

大正5年には長府忌宮神社が県社より國幣小社に昇格内定の噂で景気があがり「玉替を盛大に」、例年に比して出幟や興行物が多く出たことを伝える（『防長』T5.8.10）。大正6年の國幣小社昇格後始めての數方庭祭の年には、「長府數方庭祭幟舞の由來」（『関日』T6.8.9）の記事が出（『防長』T6.8.11）、翌7年には「出征軍人安全祈念祭」（『関日』T7.8.6）「出動軍隊の武運長久の祈祷祭」（『防長』T7.8.8）を実施している。この大正3年から7年にかけては第1次世界大戦の時期にもあたり、出征軍人の「武運長久」「安全祈念」といった戦争祈願行事との結びつき、同時に「青潮會」などの地域の新しい組織（青年を中心としたものか？）と新聞社（メディア）が協同して余興をおこない、参観者（見物客）の増員による地元商店街の活性化をはかるといった「數方庭祭」が大きく変化する時期ともいえよう。

翌大正8年は「平和後第一回の同祭事にて凱旋兵を初め家族一同其の他遠近地方よりの参詣者多かるべく」（『馬日』T8.8.6）、「近郷近在の農家一般が豊作を見越し居る爲近年になき人出」（『馬日』T8.8.11）となり、戦争後の平和の祈念と大戦後の景気による参観者（見物客）の増大が報じられる。さらに、大正9年には悪疫が流行し、「悪疫除祈願」（『防長』T9.7.30）や「天下の奇祭」として、この祭りが他に類をみない奇祭であることが積極的に宣伝され、「豊浦町親和会」が主催し、有志者の後援を得て「奉納煙火」が3日間おこなわれるようになった（『馬日』T9.8.4）。これにともない「長關自動車の臨時運転」（『馬日』T9.8.4）、「はやとも自動車」が「便利を図り祭事中は午後九時迄運転」（『馬日』T10.8.9）、「下關自動車及びハヤトモ自動車」では「人出に資するため夜十時頃迄運転」（『関日』T11.8.8）するなど、第1次大戦以降の大正9、10年には汽船や電車に変わり自動車が人の運搬に関わり、奉納花火などの人集めの余興も増え、祭りの開催時間の延長に影響を与えることが窺われる。

大正10年「地方人の祭事に加はりたい希望者が続出」といった外部の参観者の祭りに参加したい要請に対応するため、外部者に対しては、忌宮神社において貸幟を備へ、一方で「親和会」では各戸に幟又は切籠を奨励し、古式に則った一反幟持参には商品を与え、また「思案橋の歌の復活」など、内部にあたっては青年も関わり古式への復古の気運が見受けられる（『馬日』T10.7.31）。大正12年には「奨励委員會」で幟及び切籠の形式、奉納方法などが「古式保存のための規律」によって定められ（『防長』T12.8.1）、続く大正13、14年にはこの傾向が強くなり「古式の幟や切籠」を奨励し、「古式にのつとる祭事」（『関日』T13.8.9）等の文言が強くなってくる。また「長府町の商業会」も後援し、社務所より幟、切籠の奨励をおこない「古式に類似したものに賞品」を出し、「町内商家は残らず青笹に切籠を附けたものを出す」（『防長』T14.8.9、『馬日』T14.8.9）など、地域や商業関係者も協同して積極的な古式復活がおこなわれている。また同時に、祭の由来や意義についての記事が連続して出されている（『馬日』T14.8.9～11、『防長』T14.8.10～11）。そこでは「我國の祭事は國家と終始し其の盛衰を共にするものなるに於ておや此意義によりして數方庭神事は古例尊重の意味」（『馬日』T14.8.9）と「祭事」と「國家」の結びつきを積極的に讃えられるようになり、昭和の時代を迎えることとなる。

ところで、祭りへの参加者（来観者も含）がどこからどの程度の人に来ていたのかについては、明治43年には「長府村及び王司村宇部地方の人たちが白旗、短冊など担いで忌の宮に参集」（『馬日』M43.8.9）とあり、出幟者を中心とした参加者であったのが、翌年には「小月、清末、田部、王司、厚狭郡埴生、王喜の諸村」「下關門司方面」より（『馬日』M44.8.13）とあり、出幟者だけではなく、見学者が出てきて参加者の範囲が広がったことを窺わせる。大正期には「関門地方の人々を初め近郷近在」と具体的な場所は影をひそめ、代わりに8月10日の中日の人出は「一萬五千」（『馬日』T4.8.11）「一万人以上」（『防長』T5.8.13）「數方庭群集約五万」（『馬日』T9.8.12）と誇張もあるが、時代が進むとともに多くの人で賑わっていることがわかる。また同時に、出幟者より観覧者といった人出（人数）を中心とした記事となり、地域の「祭り」から外部の見物客を取り込んだ「祭り」に大きく変容していくさまが見て取れる。

ちなみに大正15年『豊浦郡郷土教育資料』によれば、大正12年長府駅の乗車客数149,832人、下車客数151,765人であり、5万人はその約1/3にあたる。

由来伝承について

由来の初見は明治34年の記事であるが、その縁起については諸説あり、判然としないとしながらも、「協商会」（商工会組織か？）の広告に、「幟舞」は「神功皇后三韓征討の出陣の吉例」の遺式として、「鬼石」は「鬼の如き首を埋没せる者なり」と云ふ之れ或は熊襲の首級を埋めたるもの」とあり、「三韓征討」と「熊襲」の2つの話が出ている（『防長』M34.8.23）。日露戦争時期には、神功皇后が「筑紫の強賊熊襲征討」の「出陣式或は凱旋祝」と、その判断はできないが「戦争」に因んだものであるとしている。そのため実際に出征する軍人家族をよび戦勝祈願を実施している（『防長』M37.8.10）。

日露戦争期の大正6年國幣小社への神社昇格最初の「數方庭祭」にあたり「長府數方庭祭幟舞の由来」として、「仲哀天皇の代に朝鮮より渡来した塵輪（チリワ）が熊襲を扇動し、豊浦の宮を襲撃し、助麻呂高麻呂兄弟を射殺した。天皇は尋常の夷ならずと弓を執り、塵輪を射討ちし熊襲を征伐した。世人は塵輪の屍を見て怪しき鬼というので、これを埋めて石を覆い「鬼塚」と称す。これにより毎年七月七日皇軍旗をかついで舞う。もし數方庭の神事ができない場合は天災地変がおこる。（一部簡略）」（『関日』T6.8.9）という記事が掲載され、「仲哀天皇と塵輪＋熊襲征伐」の戦勝が縁起として語られている。いわば「祭り」の維持継承の根拠として「災害」と「戦争」に結びつけられている点は留意されよう。

大正13、14年頃には古式に則りという風潮が強くなっており、『馬関毎日』では「數方庭祭の由来」の特集が生まれ（『馬日』T14.8.9～11）、まったく同じ内容（文言も含め、コピーされたと思われるもの）が『防長新聞』（『防長』T14.8.9～11）で報じられている。

現在「鬼石」といわれる石について、「廣庭の大石は仲哀天皇即位七年新羅の間者塵輪なるもの」が「豊浦宮居」を襲い、天皇自から弓をとって塵輪を射ち、「其頸」を埋めた石（『馬日』T14.8.10）であり、祭事は、「神功皇后の三韓征出陣之吉例の旌旗遺式」と「仲哀天皇の悪魔（塵輪）降伏」のためと、2つの話を統合した形の由来が形成されている。

用具および服装について

数方庭の採物である「幟」や「切子（籠）」に関する具体的な記載はそれほど多くはないが、明治40年「白旗幾千の球燈」（『馬日』M40.8.18）、「白旗球燈」（『馬日』M40.8.22）、明治43年には「白旗、短冊など担ぎ」、「千五百有余本の白旗、数千のタナバタ」（『馬日』M43.8.9）と明治期には「幟」が「白旗」、「切子（籠）」が「球燈」あるいは「短冊（七夕）」であったことを窺わせるが、今回確認できた資料のなかでは、明治34年の「幟」についての「白幟も長きあり短きあり長きは其丈十五間に達し奇観を極めたり」（『防長』M34.8.23）が具体的な大きさの記述の初出である。「幟」は「長きは二人掛りにて短きは單に肩に担ぐ」（『防長』M41.8.6）と現在のように一人ではなく二人で担いでいたことを窺わせる。大正期には「氏子青年男子の十五六間の長き幟」（『馬日』T9.8.12）、「例年に比し競ふて長竿の幟を昇出し甚だしきは十四五間もあるを見受た程」（『関日』T10.8.12）、「競争的に竿の大且長なるを特色として」（『防長』T12.8.2）とあるように、長さや大きさを競争するような傾向がみとれる。大正10年は「本年は幟の數昨年に倍加」とされ、出幟希望者が増加してきたのが窺われるが、大正12年には幟及び切籠を古式に則って製作し、氏子各戸から出すようにし、危険を考慮し、「グルリ」竿¹⁸⁾は「五間以内と本竿グルリ竿二本で製作」することが「奨励委員会」で決められ、幟の形に一定の基準が示された（『防長』M12.8.1）。大正後期には長府町の商業會が後援し、古式の幟には賞品を出す事になるが、具体的な形としては「幟は白き布か木綿かを以て造り一反を二幅」、「古式の三巾乃至一巾の木綿幟を竹に仕付け」、「竹竿十間以上のもの」「短きものでも三四間で「何れも鈴を竿頭に付け鳥毛をつけて幟の下方を竿に巻つけて絞り」、「（其竿の先には）小旗と鈴を付ける。小旗には赤き色青又黄と色々普通は自家の紋所を書き染てゐる。」（『馬日』T14.8.9）と形状的には現在の形のものと変わらない形となっている。

「切子（籠）」については、明治37年の「切子（笠の縁に燈籠を吊したるもの）」（『防長』M37.8.10）を初出とするが、「切籠燈籠」（『馬日』T3.8.7）、「女子の七夕笹（キリコと言ふ）」（『馬日』T9.8.12）と「燈籠」か「笹」か具体的な形はよくわからない。大正後期に「切籠笹の葉のついた竹に短冊を五色に歌など書いて澤山枝に吊るし」（『防長』T13.8.11）、「花笹に燈籠や提灯」（『防長』T13.8.8）、「古式の切籠（俗に燈籠）を燈火して笹竹に吊し」（『馬日』T14.8.9）と「笹竹」（短冊）と「燈籠」が一緒になった形というのがわかる。ただ、明治37年の「切子」が「笠の縁に燈籠」をつけたという記事が本当であれば、現在の笹燈籠とはまったく異なる形式が確認され、「笠」＋「燈籠」→「笹」＋「燈籠」（さらには「提灯」）への変化が想定される。仮にそうであれば、「幡」と「笠」というのが本来的な「数方庭祭」の用具であったのかどうかをも含め、検討する必要がある。

服装について、明治期には「其旗タナバタの所持者は少年青年を重とし何れも眞白き襦袢に白の鉢巻を子ジ込み唯見る一面眞白」（『馬日』M43.8.9）、大正期には「老若男女の氏子連白衣、白鉢巻と云ふ異様な扮装」（『関日』T6.8.9）と「異様」さが前面に出てくるようになるが、「白」を基調としている点では共通しており、大きな変化はない。

方法について

方法については「数方庭は旗、幟等を擔げる青年男女がヨイヤくと境内の鬼石を廻るものにて其數

幾千となく数へ切れざる有様にて其壯觀實に云はん方なく其掛聲亦に一種異様の感を惹かしむ」(『馬日』M44.8.13)が初出記事である。

具体的な内容の記事は、大正期に入ってからで、「数方庭の由来」のなかにみられる。旧藩時代には警固として目附頭、社寺奉行、中間頭各属吏を率い、楼門にて大年寄小年寄が列をなして藩主の上覧を待っていたということがわかる(『馬日』T14.8.9)。「神社南面の第二の石階の下にある一の鳥居の左右から集合、左は金屋町組、右は總社町組の順序で、幟持者→切籠持人→楽人に順に石階を上る。広庭の大石の上に楽を置いて曲を始める。楽器は横笛太鼓鉦で横笛は武家役がおこない、左右で吹き方が異なり、幟持者および燈籠者の一群が大石を中心に「呬々世似々々々々」と言いながら鳴物の音につれて踊り廻る。太鼓が止めば幟持者のみ元に退出する。左右各二度で終る。返りの道すがらはしあん橋といふ古風の歌物を唄いながら各自家に帰る。(一部改変)」(『馬日』T14.8.9)というものがあり、組分けで実施している点、各組で鳴り物の吹き方が違う点、「思案橋」の歌を歌って帰るなど現在とは少し異なるが、今も4番までおこなわれる点など共通している部分も多い¹⁹⁾。

また「幼年少年青年老年に至る迄之(幟のこと)を捧げて夕刻宮境内に運び一應勢揃ひの上境内豫定の位置なる鬼石を中心として夜十一時頃迄幾十回となく廻り鐘太鼓笛など囃入で却々威勢よく掛聲是に和して廻る」(『馬日』T14.8.9)と時間は異なるが、現在のものと同じ方法がとられていることがわかる。しかし一方で「大幟中幟小幟」が「若衆や子供に支へられて廻ること幾たびかの後女子の花笹に燈籠や提灯をつけた華やかな群が鬼の首を中心に廻ること幾たびかで男子と入れ替はり立ち替はり」廻るといふ(『関日』T13.8.9)ように、現在のような切籠→小幡(幟)→大幡(幟)と交代するものとは違う方法がとられていたことを示唆する記事も見受けられる。

さらには「△幟及び切籠奉納者順序は鯉川以北を金屋組に以南を惣社組に附属し太鼓と終始を共にすること」、「△一幟及び切籠の置場は神社正面廣場中心以東を金屋組以西を惣社組とし其位置を表示すること」(『防長』T12.8.1)など奉納順序や「幟」、「切籠」の置き場所も決められ、ある一定の規則に沿って実施されていくように、大正後半期には現在につながる一つの形式に確定されていく姿が看取されよう。

余興・催し物・その他

明治期には、祭りがおこなわれる夏時期に合わせ、「氷店・アイスクリーム・西瓜の切り売り」(『防長』M37.8.26)をはじめといった氷菓子や果物といった食べ物の露店があったことがわかるが、日露戦争以降には「玩弄物小間物飲食店氷店等幾十の露店」(『防長』M39.8.29)、「日露戦役の活人形」の見世物(『防長』M39.8.29)や「遊覧所覗き目鏡」(『防長』M40.8.20)、「女剣舞及び動物の興行」手踊(『防長』M44.8.11)など「見世物」をはじめ、「戦争」に関連したものがおこなわれている。

大正期には「佐賀二輪加女剣舞の混合覗き目鏡野牛の角刀等の見世物」(『防長』T2.8.10)「曾我の家の喜劇」(『馬日』T2.8.9)「大黒踊動物園覗き目鏡」(『防長』T3.8.11)など興行師がおこなう派手なものが多くなる。大正4年からは「活動寫眞露店」(『関日』T4.8.11)が出る。大正5年の神社昇格の噂は興行にも影響を与え「興行物は例年稀有の盛況にて活動寫眞を始め小兒の女剣舞手踊、拔首、不具娘、覗き目鏡等の掛固屋」(『防長』T5.8.10)と「映像」や不具者の「見世物」小屋が出、大正10

年には「魔術一行の興行」(『馬日』T10.8.9)、大正12年には「曲馬軽業の大建物を初め蛇の見世物覗目鏡等」(『防長』T12.8.9)と「目新しいもの」、「珍しいもの」を見せる傾向が強くなり、興行の規模も大きくなっているのが指摘できよう²⁰⁾。

これとは別に、地元組織が中心となって、神事の余興として次の5つが実施されている。

①「観光」これは鉄道敷設に伴っての観光遊覧に位置づけられるが、「數方勢祭保護會」による「干珠嶋遊覧船」(『馬日』M38.8.11)、「干満兩嶋遊覧」(『防長』M40.8.23)がある。

②「玉替」(玉換) 參觀者増大をはかるため「神功皇后三韓征伐」における「干玉、満玉」の故事にちなみ、「町総代」主催で金銀の玉を作製し、「玉換」を「一個壹錢にて數千個賣出」(『馬日』M45.7.16)を計画する。しかし明治天皇崩御のため、祭りが延期、大正元年10月25日夜、「金銀玉、金幣、盃 鏡餅」を景品(『馬日』T元.10.27)にて実施するのが始まりである。大正3年には町部有志の主催で実施(『防長』T3.8.11)、大正4年には「餘興としては十日玉替を舉行すべく従来は社務所にて餘興當日玉一個二錢宛に賣却し之を景品としたるが本年は同町木屋呉服店に取扱はしめ」(『関日』T4.8.7)と金額もあがり、神社から地元商店へ取り扱いが変化する。大正5年には「玉渡し神事」(『防長』T5.8.13)、大正6年には「市街部主催の玉替」(『防長』T6.8.11)として実施。「玉替開始十周年」の大正10年には「豊浦町親和會は記念の為玄米一俵の當籤を出せり」(『防長』T10.8.13)とあり、玉替が「豊浦親和會」主催によるのかどうか判然としないが、大正12年には「長府商贊會の催しにかゝる玉替競技」(『防長』T12.8.2)と大正年間を通じて、地元の恐らくは町総代(自治組織)から商業会関係者組織へと変化しながら実施していく様子がわかる。現在でも玉替ではないが境内において福引は実施されている。

③「盆踊」 「餘興盆踊は再度の町議に於て決定し毎夜幟終了後より実施」(『防長』M44.8.9)「殊に盆踊は珍らしき事とて田舎の若い衆連が男女打ち雜り花染や豆絞の手拭を頬冠りに太鼓三味線に調子を合はせ威勢よく足並揃へて踊り」(『関日』T2.8.11)その後「毎夜各町に盆踊」(『馬日』T6.8.8)という記事を最後に翌年より盆踊りの記載はなくなる。主催が明確ではないが、この時期青年団が長府で結成され、報徳精神修養といった衛生を重んじる風潮が生じ、長府町大字前田高田両部落では御大典にあたる大正4年に盆踊を廃止している(『防長』T4.8.5[本文は参考資料には未掲載])。

④「変装競争」大正3、4年の2年間、「青潮會」主催関門日日新聞社後援の変装競争がおこなわれる(『関日』T3.8.7)(『馬日』T4.8.11)ものの一旦途絶える。その理由は不明であるが、大正7年に再度有志によって変装競争がおこなわれている(『馬日』T7.8.9,11)。

⑤「花火」(「煙火」「煙花」) 花火は大正9年より豊浦町親和會が主催、同町有志者の後援にて「七九、十の三日間午後七時から十時半迄毎夜數十發の奉納煙火」(『馬日』T9.8.4)として始まる²¹⁾。観客も「其の數五萬」(『馬日』T9.8.12)と多くの来場者があったことがわかる。大正10年にも同様に実施(『馬日』T10.8.9)するが、大正13年の記事で終わっている(『関日』T13.8.9)。なお花火実施時には、花火を合図に幟舞→花火→玉替という形で祭事はおこなわれていた(『関日』T9.8.11)。

その他、「青潮會」による「餅撒きの餘興」(『馬日』T3.8.10)、「豊浦町商業會」による「無料休憩所」と「湯茶の供給」(『防長』T11.8.10)、「奉納生花大會」(『馬日』T14.8.13)などが実施されている。

これら数々の催し企画には「町総代」「長府町青潮會」「豊浦町親和會」「長府商贊會」と年代とともに変化しながら、いずれもその名称から地元地域団体と思われるものが中心となって実施している。恐らくは青年組織か商業関係者の組織と思われるが、各団体についての具体的な内容については現在のところ不明であり、今後の課題としたい。

3. おわりに

このように明治・大正期の「新聞」(メディア)を通じてみえる「数方庭祭」には、いくつかの変容の過程が見出されよう。以下、その特徴をまとめておきたい。

①明治期の特徴

明治期の特徴は、一言でいえば「鉄道敷設」と「日露戦争」を契機とする祭りの変化である。

明治34年神戸ー下関(赤間関)間の全線が開通する。これを契機に、近年幟を出す人も減少傾向にあった「数方庭祭」は、「他に比類なき祈禱祭」「奇観を呈する」祭りとして対外的に宣伝され、また「電車運賃割引」、「夏物衣類の大安売」、「記念幟」、九州方面や全線開通した鉄道各駅に対する広報などメディア戦略等新たな「参加者や観客」を迎え入れるための様々な意匠や仕掛けが「長府の商人団体(協商会)」を中心に実施される。しかし一方「古來の風習は容易に廢滅せしめざるこそ土地繁榮の一策」と「祭り」の保護のため「數方勢祭保護會」なども組織され、「文化保護=文化財」として「祭り」の変化に対する危惧と、それを「観光=観光資源」としていかに融合させるか、保護と活用を模索しながら、長府の繁榮という地域振興政策のもとに「数方庭祭」が位置づけられ、次第に「祭礼化」されるようになっていく。

明治37日日露戦争開戦にあたり、「戦勝の大祈禱式」、「出征軍人遺族の祈祷」が実施されると同時に、この祭事の由来が神功皇后の三韓征伐出陣、凱旋式といった「戦争」に関わるものと報じられ、戦後の新暦移行時期には「數方勢祭協賛會」が組織され、「旗」の参加者への「福引券の交付」、さらには神功皇后の故事に因み「干玉、満玉」の「玉換(替)」が計画されるなど、「戦争の勝利」を介し、由来伝承の事蹟化、定着化が進んでいく。

周知のごとく明治41日日露戦争後「戊申詔書」が發布され、「日露戦争」後の地方改良事業にはじまる「民力ノ伸暢ト風紀ノ作興」「勤勞ヲ倍シテ各自其業ニ励ミ一家一郷ノ繁榮を増す」ための一つとして「年中行事改善」として旧來の慣例が改変されていく時期でもある。すでに山口県では日露戦争後経営事業の一つとして、明治39年従來の若連中や若衆組に改善を加え始め、(1)知識の修得風紀の改善(2)日常業務の改良発達(3)地方公共事業の幫助をなす等修養団体かつ事業団体として各地で青年会組織が設置される²²⁾が、長府ではすでに明治36年に組織されており、これら地域の青年組織の改編を中心に「風紀改善」と「産業振興」による地方改良事業がおこなわれていく。「数方庭祭」において祭事の中心的担い手である青年がどのように関わっていたのかは、現段階では判然としないが、何らかの動きがあったと考えられよう²³⁾。技術革新と合理化による産業振興という新しい近代の到来は、鉄道の敷設という、リアリティーな実体とともに「祭り」を「観光資源」として、地域内の氏子組織であり同時に商業組織でもある人達を中心になって形成していく。柳田國男は都市祭礼について「祭の参加者の中に信仰を共にせざる人々、言はば、ただ審美的の立場からこの行事を

観望する者の現はれた」²⁴と新しい層の人たちが関わるようになったことを指摘しているが、遠隔地の地域外部者参加をも意識した「祭礼」として展開していく方向性が、明確化されていく時期であるといえよう。

②大正期の特徴

大正期、特にその末期には多くの紙面が割かれていることを見てもわかるように、その傾向がより具体化していく時期であり、その大きな変化は「イベント」（余興）の拡大化と「古式復活」にその特徴を見出せよう。

大正期に入ると、祭事そのものよりも「動物園」、「活動写真」、「小児の女剣舞」、「不具娘」、「魔術」、「曲馬軽業」など興行の規模も大きく派手なものが多くなり、「子ども」や「不具者」など「目新しいもの」、「珍しいもの」を見せる傾向が強くなっている。一方、地域組織では「玉替」、「花火」、「変装競争」等様々なイベント、アミューズメント性を高くし、「見物客」を増大させていく仕掛けが図られる。また同時に、幟持参加者には賞品を与えるなど「幟」の参加者を積極的に増やす傾向が認められる。旧来の氏子組織だけではなく、外部者の導入を図り、広範囲に多くの人々が参加する「祭り」への変化、すなわち、旧来の地元氏子組織による祭祀集団による「祭り」から外部者の参加者や多くの観客を含む、イベント性を重視した外部へ開かれた「祭り」＝「祭礼」へと変貌している。しかし、そのような開かれた、派手に盛大になる「祭り」の変容を期待する一方で、古式に則った、昔ながらの方式に復活し、祭事そのものの方法（幡の形式や方法等）自体は変化しないよう、固持され伝承されていく過程が窺い知り得よう。それはまた、第1次大戦にかかる「出征安全祈念」とも密接に繋がり、そこに「戦争に勝利して無事に帰る」神功皇后伝説（出陣および凱旋式）の話、「塵輪」という「海外から襲来した悪魔」を降伏させた仲哀天皇の話と「数方庭の由来」が結合し、1つの「伝説」として規格化、固定化されていく過程とも考えられるのではなかろうか。

このように新聞記事というメディアを通してみる、明治・大正期の近代以降の「数方庭祭」は、「鉄道」、「旧暦の廃止」、「天皇崩御」や「戦争」といった文化や制度の大きな変化、あるいは大きな事件という変革の時期にともない、まさに「祭り」から「祭礼」化していく。そのなかで、「保護」か「変化」を「祭り」の担い手自身が葛藤し、選択していく時期でもあった。しかしながら、「数方庭」はいわゆる都市祭礼にともなう、「山車」、「笠鉾」、「神輿」、「獅子」等々華美で風流的な神幸行列は見受けられないものの、近代化のなかで新しい「都市＝マチ」へと変貌するなかで「祭り」の変化を危機的に受け止めながら、それに対応するように、「見物客」を集める新しい数々の仕掛けを計画し、実践している。その一方で、祭事そのものは「古式復活」というように、その形式を損なわない形で「祭り」を維持していこうとする人々の姿がそこにはしっかりと認められよう。

今回、明治初年の状況を示す資料も確認できず、また他にも見落とした新聞資料も数多くあり、資料としては不十分であることは否めない。今後、資料を補完し、昭和～平成にかけての新聞資料収集も実施し、他の下関市域の祭礼行事も含め、稿を改めて再度検討してみたい。「祭り」に関する情報提供をいただきますよう、よろしくお願ひします。

最後に、資料収集および整理にあたっては、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム資料収蔵室 岡本

久美子、岡部寛子、松本陽子および太翔館（豊北歴史民俗資料館）木本梓の各氏にご協力いただいた。記して感謝いたしたい。

註および引用文献

- 1) 柳田國男は「民間伝承論」および「郷土生活の研究法」『定本柳田國男全集』第25巻（1964）や「国史と民俗学」『定本柳田國男全集』第24巻（1963）のなかで述べているように、「一国民俗学」として、眼前の「生活事実が過去を物語り」、そこには「無数の仕来り」と行掛り」とが「残留 survival」、「持続 vestiges」し「我々の身边を圍繞し」、「又自分たちの内にも潜んでいる。」とし、「平民の過去」の解明こそが、すなわち「自己省察」の学問とする。そのために「郷土」および「郷土人の意識を透して」、「文字に表はされない民間の伝承」、「生活史蹟とも名づくべき伝承」を通して「過去の経歴」を新たに学び知ろうとした。
- 2) 多くの民俗学の概論書や辞書にはみられるが、「地域分析法」を説いた宮田登は、大正期にはすでに消滅、継承されていない民俗の実態があることを指摘している（宮田登『日本の民俗学』（1978））。そして「民俗文化を変容させる過程のなかに新たな文化の型や価値を発見すること」を現代民俗学の存在理由としている（宮田登編『民俗の思想』現代民俗学の視点3（1998））。
- 3) 筆者は歴史文化遺産による「地域おこし」に反対という立場ではないことを明らかにしておきたい。少子高齢化でかつての地域が変貌、消滅する危機にあつて、歴史文化遺産による地域の創生は現実的には必要であると考えられるものであるが、その前提にはまず、そこに居住する人がどうありたいかということが一番重要であると考えられる。そのためにはどのような歴史的な変遷過程を経て現状になったかを、まずは地域住民が理解した上で、それに即した地域遺産や歴史遺産による「地域おこし」が必要と考える。
- 4) 安田宗生「新聞資料に見る妙見祭」『妙見祭民俗調査報告書』八代市博物館未来の森ミュージアム編（1996）
- 5) 安田宗生 前掲書 4）および「都市祭礼の成立と展開 - 八代妙見大祭を例として - 」「東アジアの文化構造と日本的展開」（2008）。なお、安田はその後「大衆芸能」にも、その手法を展開し、「活動写真」、「映画」といった新しいメディアの登場による、「浪曲師」をはじめとする、大衆の口承芸能の人々やその演じる場が消滅していく過程を丁寧に膨大な資料を駆使し、その展開と消滅の変容について明らかにされている（『美富一調・桃中軒雲右衛門関係新聞資料』（2004）、『近代熊本劇場、活動写真及び大衆演芸』（2007）等）。
- 6) 清水満幸「天神祭り考～萩市金谷天満宮祭礼についての分析、その1」『萩市郷土博物館研究報告』第8号萩市郷土博物館（1997）、「住吉祭り考～萩市浜崎住吉神社祭礼についての分析、その2～」『萩市郷土博物館研究報告』第11号萩市郷土博物館（2001）等
- 7) 「数方庭」の祭事内容については、拙稿「数方庭祭事再考―「数方庭」の変化をめぐって―（I）」土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム研究紀要9号（2014）を参照のこと。
- 8) 明治17年7月15日『防長新聞』は吉富簡一により隔日刊として創刊、明治19年より日刊となる。「不偏不党、中正公明」をスローガンにしながら、一方では鴻城立憲政党的の機関紙としての傾向をもちながら、薩長が主導する政府を擁護し、薩長政府に対抗する者を攻撃していたという。吉富は大正3年まで29年以上にわたって『防長新聞』の社長を続けている（山口県教育会編『山口県百科事典』（1982））。
- 9) 明治13年「馬関速報」、明治22年「馬関新聞」、「赤間公論」などの新聞が発刊されては廃刊していくなかで、伊藤房次郎を社長とし、これらの新聞に携わった関谷示貞造などが参加して明治25年発刊されたのが「馬関毎日新聞」である。目的は「地方実業の機関として有力な世論、社会の良き指導者」となるべく一般市民への幅広い普及をめざしていた。その全盛は明治40年代で、昭和3年に中野正剛の「九州日報」に合併吸収される（下関市史編修委員会『下関市史 市制施行―終戦』（1983））。
- 10) 長府の松野武左衛門が下関米会所の相場速報のため「馬関物価日報」（明治13.1.7）を創刊。松野の死後、末光鉄之助が引き継ぎ「下関実業日報」（明治38.5.5）に改題、「馬関毎日新聞」と対抗する。明治40年地方では珍しい石川式輪転機を導入し、報道の迅速化をはかる。そして「関門日日新聞」（明治44.6.15）に改題する。大正中期までが全盛、当時の最高発行部数は4万だったという。昭和15年地方紙一県一紙の原則により「宇部時報」を合併（昭和16.11.30）、「防長新聞」と合併し、関門日報（昭和17.2.1）となる（下関市史編修委員会『下関市史 市制施行―終戦』（1983））。
- 11) 田村貞雄「明治期における山口県の新聞」『山口県地方史研究』82（1999）
- 12) 『防長新聞』ではこの通達に対し、1面で取り上げ、「新曆移行」（M42.10.8）、「太陰曆廃止と調査」、（同10.29）「改正後の本邦曆」、「来年の曆 陰曆削除の新體裁」（同11.7）で帝国教育会で年中行事の編纂をおこない二十四節季

や干支および朔・弦・望日などの日は残し、農作業に不都合がないように実施する方向であることや暦の読み方について記事にしている。

- 13) 木京睦人「第3章日露戦後の地方改良運動 第1節 地域社会の統合政策」『山口県史 史料編 近代2』(2010) および「県社以下神社」(行政文書・戦前A社寺191)
- 14) 宮本常一・財前司一『日本の民俗 山口』(1974)
- 15) 清水 前掲書 6)によれば、萩でも明治43年より祭礼日が1ヶ月遅れで実施されている。
- 16) 明治天皇崩御後、大正元年(1912)9月13日から15日の斂葬の儀を中心とした大喪の諸儀が行われる。9月13日、葬場殿の儀が東京青山練兵場で行われた後、京都伏見桃山陵に運ばれ、9月15日に奉葬されるが、その1ヶ月後を経て実施している。
- 17) 山陽鉄道株式会社 下関-神戸間を結ぶ鉄道路線として明治34年5月27日厚狭-赤間関間が開通して全線開通。明治39年3月「鉄道国有法」により12月1日国有鉄道となる。開通当時は山車が繰り出し、花火があがり、町は国旗で埋めつくされた(『下関市史市制施行以後』(1958))。
- 18) 本竿の上につける竹、鳥毛、旗、鈴がとりつけられる竹。詳細は拙稿 前掲書 7)を参照のこと。
- 19) 現在の方法については、拙稿 前掲書 7)に報告してあるので参照されたい。なお「思案橋」については、長府博物館長古城春樹氏のご教示によれば、『下関の歌謡』に明治27年日清戦争後警察の指示で下火になっている「唐戸の橋をいこか、戻ろかしあん橋」の一文が紹介されているだけで、具体的な歌については不明であるという。それが青年によって、「思案橋と言ふのが今年始めて▲有志に依り節面白く唄はれ」(『関日』T10.8.12)と復活されている。なお、豊田町柵路寺朋貝八幡宮には「しあんばせ踊」という、宮の前の川にかかる丸木橋を渡るかどうかを思案したものに基づいたものがあり、橋占との関連を示唆する(豊田町史編纂委員会編『豊田町史』(1979))。
- 20) 清水の調査によれば、萩の「金谷天神祭礼」にはすでに明治36年には「三足の女兒」と「子ども」や「不具者」が見世物として登場している。また明治43年には「活動写真」があらわれ、「数個の大固屋」と興業の規模が大きくなっている(清水 前掲書6)(1998))。
- 21) 「数方庭」では花火は大正9年からであるが、清水の調査によれば萩市「浜崎住吉神社祭礼」では、明治33年にはすでに実施されている(清水 前掲書6)(2001))。
- 22) 豊浦郡小学校長会編『豊浦郡郷土誌』[大正15年『豊浦郡郷土教育資料』改題復刻](1984)
- 23) 例えば吉敷郡大内村間田部落では「風俗及び衛生上甚大の被害を醸成する」として盆踊は禁止されるが、「奇態なる異様の風装」や「淫靡卑猥」な歌謡を禁止し「村是・郡是又は愛郷若しくは忠孝義烈の事蹟」に関する歌を教育者に作成させて制限付きで復活する(「盆踊り禁止の緩和」『山口県史 史料編 近代2』『防長新聞』M42,8.15。)など旧来の慣習改善にあたって「愛郷心」や「忠孝心」の向上を醸成させるものであれば許可されるという。同様に「奇態なる異様の風装」である「数方庭祭」も何らかの対処がなされたものと考えられるが、現段階では不明である。今後の課題としたい。
- 24) 柳田國男「日本の祭」『定本柳田國男全集』第13巻(1969)

参 考 資 料

明治～大正期 数方庭関連新聞記事

凡例

- i. ■は字つぶれあるいは解読不能な文字をあらわし、()内は筆者が推定した文字である。
- ii. ()内の「読みがな」(カタカナ)表記のものは本文とも関わるもので特に入れたものである。
- iii. 掲載記事年横の()内漢字数は新聞の何面かをあらわす。不明な部分判読不能な部分は(■)で表記する。
- iv. 「旧漢字」もできるだけ原文に忠実に記載したが、一部変換できないものについては「常用漢字」を用いた。
- v. 変体仮名等については、例えば「ㇿ」→「より」、「へ」→「>」、「ゐ」→「か」、「せ」→「す」「ゐ」→「あ」「江」→「え」と変換している。
- vi. 見出しの「●」、「○」等は新聞記事の記載の通りに記している。

○祭事(長府)

防長新聞 明治三十四年七月三日(三)

追々夏季近づきたれば長府市中の小祭りも昨今連りに執行中にて本年よりは忌宮神社に於ける數方庭の幟祭(ハタマツリ)も一層盛んならしめん爲め過日來種々協議中なりしが愈々各町二名宛の準備委員を設け無代貸し渡の幟を奉納し遠隔の地より参拜せる者には之を貸し渡す筈なり尚ほ瀛車の便も開けたる昨今なれば之を従來に比すれば愈々多數の参拜者あるべき見込なれば之れ等に對し種々の便宜を與ふる事に就き昨今協議中なりと云ふ

○忌宮神社數方庭幟舞(ノボリマイ)

防長新聞 明治三十四年七月十三日(三)

世人の能く知る處なる長府忌宮神社の數方庭幟舞は古來よりの習慣として今も尚ほ盛に行はれつゝあるが期日は陰曆七月七日より一週間の豫定にて其盛況と珍らしさは往昔より他に多く其比を見ざる處なれば同地人は尚ほ將來に之れが施行を持續し且つ山鐵開通後他來の人をも引かんと期し一層之を盛大ならしめん爲め本年よりは種々の意匠を凝らし只管來遊者の便利を期する筈なりと云へば例年に比し更に多數の來觀者を見るに至るべしと云ふ因に此の幟舞の事に就ては長く之を後世に傳へん爲め市中一部の人士は紀念碑を建設せん計劃なりと云ふ

○長府忌宮社の數方庭

防長新聞 明治三十四年七月廿五日(三)

嘗て本紙に掲載せし如く同幟舞は毎年陰曆七月七日より十三日に至る七日間舉行する事なるが近年大ひに幟の數を減じたるやの■(感)のあるより長府の有志者は過般來■(屢)々集合し之れが振興策講究中の處賛同者非常に多く斯る古來の風習は容易に廢滅せしめざるこそ土地繁榮の一策なるべしとて社務所に向て交渉の結果去る廿二日忌宮社總代拾數名の會合となり異議なく實行を促す事となり有志者よりは普く幟の寄進を俟つ事としたれば本年は特に盛況を呈する事なるべし尚ほ準備委員は廣告の方法に就き種々意匠を凝らし居る者の如く既に山鐵會社に向て交■(渉)を試みたる趣にて同社も亦此計劃に對しては充分なる便宜を與ふる筈なれば三田尻若くは厚狹驛以西馬關間の瀛車賃銀割引を見るの機あるべしと

○長府の昨今

防長新聞 明治三十四年八月二日(三)

例の忌宮神社幟舞の祈禱祭も愈々盛に之を舉行する事となりたる結果市中の各商家は夫々之れが心構へを爲しつゝある中にも紀念幟として玩具用の小幟を造り他來人の需めに應じ廣く之を販賣する筈なり市況甚だ賑はざるも數軒の呉服商店は時候向夏物類の安賣を實地中なれば晝夜共に人出は相應に在る者の如し尤も兩三日前來天候は常に降雨勝ちなりしを以て近在よりの出府者は甚だ僅少なりし

○長府の數方庭祭

防長新聞 明治三十四年八月十七日(三)

既記の如く同地忌宮神社の數方庭祭は愈々來る廿日より向ふ壹週間舉行することなるが本年は山鐵も開通したることゝて自然他來の参詣者も尠なからざるべきを豫想し同地の商人團體は共同の上山鐵會社各停車場は勿論九州各方面の各驛にも廣告を爲し参詣者に照會せりと云ふ因に記す右數方庭祭は他に比類なき祈禱祭にして同社前の廣庭には無數の白幟を建て毎日夕景より鐘鼓の音勇ましく歩調を揃へて舞ひ歩く風姿は一種の奇觀を呈するものなりといふ

○忌宮神社幟舞の景況

防長新聞 明治三十四年八月廿三日(三)

豫記の如く長府忌宮神社幟舞は去る廿日より舉行中なるが初日以来景氣甚だ好く同社の境内外共に毎夕六時頃より参詣者蝟集し殆ど立錫の餘地なく例の白幟も長きあり短きあり長きは其丈十五間に達し奇觀を極めたり幟舞の緣起に就ては其説く處の者甚だ多く未だ一定の依るべき處なきも例の協商會なる團體よりの廣告に由れば神功皇后三韓征討の出陣の吉例として此勇壯なる遺式を舉行する由にて幟舞の中心には鬼石と稱する大なる石蓋あり普通に鬼の如き首を埋没せる者なりと云ふ之れ或は熊襲の首級を埋めたるものとして後世に傳へられたるならんか兎に角物事の變遷速かなる目下の狀況に當り斯る遺例は甚だ珍奇なる物として近郷近在よりの参詣者頗る夥多なるは不思議と云ふの外なし殊に來る廿二日より廿四日に至る三日は山鐵の割引切符販賣の筈なれば更に一層の景氣を添ふるに至るべし現に九州方面にても本年は同幟舞の噂甚だ高き由にて惡漢は却て之を好機とし續々入府する者の如しと云ふ

○長府數方庭の延期と迂蘭盆

防長新聞 明治三十五年八月十七日(二)

(略)

○神社祭典執行に就て

防長新聞 明治三十五年九月十四日(二)

本縣廳にては虎疫流行に付■(曩)に縣令第九十號を以て神社祭典の執行及び人民の群集を禁止(中略)多數人民の群集する慣例ある祭典等は此際延期することゝなし其旨當該神社社司より本縣廳へ出願すべしとなり

○群集禁止令の解除と數方庭

防長新聞 明治三十五年十月三日(三)

長府忌宮神社數方庭祭も群集禁止の縣令發布と共に暫く延期となり居りたるも今回の解除と共に近日の内より舉行の運に至るべく多分來る七日頃より之れを実施するならんとは住民一般の希望なるが(中略)今回は單に數方庭幟舞の式を舉行するに止め祭禮は御臨幸後に於いて盛んに施行する方却て土地の利益なるべしと語るものあり

○忌宮社數方庭舉行

防長新聞 明治三十五年十月七日(三)

久しく延期せる長府忌宮神社數方庭の祭禮も群集禁止の縣令廢止と共に本日より舉行する事(以下略)

○長府忌宮社數方庭祭り

防長新聞 明治三十六年八月三十日(■)

去る廿九日(陰曆七日)より例年の通り數方庭幟舞の祭禮を舉行せり昨年は流行病發生に付群集禁止の爲め時節後に舉行せられたるより市中も甚た淋しかりしも本年は殊の外景氣能く幟の數も割合に多く近在よりの出府者尠ならず同社境内は頗る雜踏を極む尚ほ舊迂蘭盆迄は日を追ふて人出多かるべく山鐵會社は往復割引臨時列車を發し居り市中各商店は大安賣の廣告を爲し何れも店頭の裝飾に餘念なし

○數方庭祭と軍人家族

防長新聞 明治三十七年八月十日(三)

豊浦郡長府忌宮神社の數方庭祭は例年陰曆七月七日より向ふ一週間同境内に舉行する處なるが抑も同祭たる神功皇后が筑紫の強賊熊襲を征討し玉ふに當り出陣の式なりと云ひ或は凱旋の祝とも稱し其實判然せざると雖も兎に角戰爭に因めるが爲め同村民は此程協議の末同郡各軍人家族に通知し悉く參詣せしめ神酒を戴かしめ守護札を頒與し且つ男子は幟を女子は切子(笠の縁に燈籠を吊したるもの)を持たしめ平年に比し盛に舞はしめ最終日の如きは戰捷の大祈禱式をもなさん計劃中なりといふ

○忌宮神社の祭典

馬關毎日新聞 明治三十七年八月廿六日(三)

長府忌宮神社の數法庭祭は去十七日よりなりしが初日より快晴にて出征軍人遺族の禱禱を行ひしに守護符及神酒を戴かんが爲めに參拜者意外に夥しく日々數千人の大多數に上りさしも廣き境内爲めに狹隘を告げ市内の雜踏又言語に盡し難も露店の尤も繁昌せしは例の氷店及びアイスクリーム御菓子や西瓜の切賣等なりしが祭典は去廿三日にて終を告げたり

○忌宮の數方勢祭(スホウゼンサイ)

馬關毎日新聞 明治卅八年八月拾一日(三)

豊浦郡長府村鎮座の忌宮神社數方勢祭は近年に到り益す盛況なるが本年よりは新に數方勢祭保護會なるを設け該祭禮を保護すると同時に干珠嶋遊覽船を設けて長府村の繁榮を計らん計劃の由昨日本社へも遊覽の案内ありたり

○長府須芳勢

馬關毎日新聞 明治三十九年八月廿五日(三)

長府忌宮神社に於て熊襲賊の首を埋めたるものと唱へらるゝ埋石の周圍を白旗を樹てゝ廻る儀式は往古より今日に至るも廢たらず稱して之を『スホウゼイ』といふ(略)『周防勢』と書き或は『數方勢』と記するも更らに其の意味不明なり(略)豊浦に都し玉ひし仲哀天皇が熊襲の反乱を征討せんと(略)皇軍熊襲の賊魁を討ち豊浦の都に凱旋せし時須芳の一勢も之れに従て豊浦に凱旋し元との酋長たる熊襲賊の首を吊りし其の儀式にはあらざるか白旗を樹てゝ廻るは即ち皇軍に降りたる降參旗を表したるもならん左れば『スホウゼイ』とは『須芳勢』の事なりと推考せらる(以下略)

○忌宮神社數方庭祭況

防長新聞 明治三十九年八月廿九日(三)

去廿六日より長府村忌宮神社數方庭祭にて殘暑■(燄)くが如き時候にも拘はらず近郷近在よりの參詣人は非常に夥敷神社境内には日露戰役の活人形の見世物其他玩弄物小間物飲食店氷店等幾十の露店は櫛比しさしも廣き境内も參詣人と露店とにて充溢し肩摩擊身動きもならぬ程の雜沓を極め殊に市内各商店は今日を晴れと美々しく飾り付け境内雜沓の爲め市内を散歩するもの多く就中呉服店の如きは大安賣の軒提灯を聯携し相應の客足を曳きたるやに見受けたり

○長府の數方庭と小月驛

防長新聞 明治三十九年八月一日(三)[實際は9月の記事。]
(略)

○長府通信(十二日)

馬關毎日新聞 明治四十年八月十四日(二)

例年の如く忌の宮神社境内に於ける數方勢は來る十五日より一週間開催せらるべく(以下略)

○長府通信(十七日)

馬關毎日新聞 明治四十年八月十八日(二)

▲彼の有名なる忌の宮數方勢は去る十五日より一週間執行せらるゝありけるが各地よりは氷商其他の入り込あり境内は處狭く配置せられ興行物もありて例年に比し一段の光景を示しつゝあり同期間は毎日午後七時過ぎより九時半頃迄は境内鬼石を圍んで幾百の白旗幾千の球燈は鐘太鼓の音に和して其周圍を廻ることゝて其光景云わん方なく殊に本年は地方豊饒の豫想あるを以て人出も中々に多く全時刻頃は境内立錐の余地なく豊浦警察署にては左側勵行を促して之が取締りに勤めつゝあり昨十六日より人出も増したるが明十八日より舊盆入頃には人を以て埋めらるゝことならんと云ふ例に依つて干珠嶋にも露店を設けらるべき筈にて遊覽者も多かるべしと

○長府通信

防長新聞 明治四十年八月十六日(二)

▲陰曆七月七日より十三日迄一週間例年の通り長府忌宮神社の數方庭祭(以下略)

○長府の數方庭

防長新聞 明治四十年八月廿日(三)

既報の如く去十五日即ち陰曆七日より長府村忌宮神社の例祭なるが毎夜近郷近在より老幼男女三々伍々相携へ參詣する者夥しく幾多の小幟の中長きは雲突く計りの幟打雜り鏘々たる鐘太鼓の音と相和して例の鬼の首を埋めたりといふ石の周圍を幾重となく廻はる様目ざましく境内には手弄店氷店菓子店等軒を並べ其他遊覽所覗き目鏡等の興行師は相競ふて客を呼ぶ聲喧まびすしく廣き境内は人と掛け固屋にて立錐の餘地なく其雜踏も非常にて之を警戒の爲め數名の警官出張して注意怠りなく市内各商店も相應客足を曳きつゝありて仲々の盛祭なりと

●本日限の長府數方勢

馬關毎日新聞 明治四十年八月廿二日(三)

長府忌の宮數方勢は彌今廿二日を以て終了すべき筈にて去る十九日より白旗球燈も非常に増加(以下略)

○長府數方庭終了

防長新聞 明治四十年八月廿三日(三)

長府村忌宮神社數方庭祭も去る十五日より廿一日迄一週間と云ふ長祭りなりしが本年は既報の如く近年稀れなる人出にて市内商家も相應に客足を曳き境内露店何れも多大の収益あり其筋にては神社階壇に繩張りを施し左側通行を勵行せしめて雜踏を防ぎ豊浦町作花呉服店及梶田松尾兩商店相計り繩張り区域内に多くの家名入りの提燈を聯掲し參詣人に非常の便宜を與へたり其他干満兩嶋遊覽船も仲々の盛況なりと

●長府忌宮の數方勢

馬關毎日新聞 明治四十一年八月二日(三)

豊浦郡長府忌ノ宮數方勢は例年の如く來る陰曆七月七日より十四日迄舉行せらるべき筈なり

●忌宮數方庭祭

防長新聞 明治四十一年八月六日(三)

長府忌宮神社數方庭祭は三日より九日までなるが境内は露店櫛の齒を並らべたる如く數百の旗竿(ハタザオ)は長きは二人掛りにて短きは單に肩に擔ひ數千の參詣人と打ち交り肩摩毆擊其雜踏云はん方なく警官は始終之れが警戒に余念なく殊に東鳥居南鳥居の參詣人昇降口には繩張を施して其雜踏を制しつゝあり露店の呼び聲の喧騒なるは氷店にして相應の客足を曳き安賣呉服店も相應の収入あり

●長府の數方勢

馬關毎日新聞 明治四十一年八月八日(三)

既報の如く長府忌ノ宮神社の數方勢は去る三日より九日迄一週間執行せられつゝある(以下略)

●長府の數方庭祭

防長新聞 明治四十一年八月十一日(■)

長府忌宮神社數方庭祭は一週間と云ふ永祭りなりしが愈々九日にて結了せり(略)就中賣足よかりしは飲食物にして氷店菓子店及び宮の前邊りの飲食店等なりき

●長府の數方勢祭

馬關毎日新聞 明治四十二年八月廿二日(三)

豊浦郡長府村忌の宮神社數方勢祭は來る陰曆七日より十三日迄(八月廿二日より廿八日迄)(以下略)

●數方勢と漚船

馬關毎日新聞 明治四十二年八月廿二日(三)

別項の如く長府二の宮の數方勢に對し關門汽船會社は廿四日より廿六日迄の三日間左の如く外浦、唐戸間に漚船を往復せしむる由にて運賃は片道十一錢往復十九錢なりと 下關發 午後四時半同六時半 外浦發 午後五時半同九時

●數方勢の參詣客

馬關毎日新聞 明治四十二年八月廿七日(三)

下關關門漚船會社下關長府間の航海を開始せし(略)二航海にて乗客百七十名全十一時下關に歸る乗客は八十四名なる由

●長府の數方庭終了

防長新聞 明治四十二年八月廿九日(三)

去廿二日より長府村忌宮神社に於て執行中なりし數方庭祭はいよゝ廿八日を以て終りを告げたる(以下略)

○長府の數方勢

馬關毎日新聞 明治四十三年八月九日(三)

既記の如く豊浦郡長府村忌の宮神社數方勢祭は去る七日より執行せられたるが例に依り午後七時頃よりは長府村及び王司村宇部地方の者共は白旗、短冊など擔ぎて忌の宮に參集したることゝて市内は通行杜絶する許りの大雜踏を呈したるが特に其祭場たる忌の宮神社境内は境外迄人を以て埋まり千五百有余本の白旗、數千のタナバタ威勢よき太鼓の音に連れて例の如く舞ひ廻りたるが其旗タナバタの所持者は少年青年を重とし何れも眞白き襦袢に白の鉢巻を子ジ込み唯見る一面眞白人夫れに少年の監督者として婦女壯年者の交り居ることゝて其數幾千人なるを知らず其雜踏云はん方なかりき殊に本年は數方勢祭協賛會を組織(■)(白)旗を以て之を廻るものには福引券を交付することゝなり初日たる七日夜に全部之を交付したることゝて何れも全夜は悉く集合したり而して此福引券は來る十二日三日の兩日に於て景品引換へをなす由にて爲に例年に比し頗る賑ふべしと云ふ境内は午後十二時頃迄氷屋の大繁昌尚(略)こゝ數年來見ざる初日の大盛況なりしと

●長府通信

防長新聞 明治四十三年八月四日(三)

△忌宮神社數方庭祭は來る七日より開始の筈にて幟奉納者増加を期する爲め町部有志發起となり幟を出すものには悉く福引券を渡すことゝせりと云へば本年は前年に比し一層の盛況を極むるならん

●二の宮の數方庭

防長新聞 明治四十四年七月廿六日(三)

(略)

○長府の數方庭

馬關毎日新聞 明治四十四年八月一日(三)

(略)

●二の宮の數方庭

防長新聞 明治四十四年八月九日(三)

七日より長府町忌宮神社數方庭祭にて廣庭は氷店玩弄物店菓子店等處狭き程軒を並べ舞踏幟は年々歳々増加を來たし就中雲突く許りの大幟は血氣にはやる壯者の手に擁せられ大も小も打ち混じホイゝの掛聲に舞踏する様勇ましく且つ參詣人は織るが如く殊に餘興盆踊は再度の町議に於て決定し毎夜幟終了後より打ち興しつゝあり市内各呉服店は吾れ劣らじと美々敷飾付をなし店頭には安賣の幟を押立て大に活氣を呈し神社境内も市中も非常の賑ひなり

●二の宮數方庭祭況

防長新聞 明治四十四年八月十一日(三)

長府町大字豊浦町商家の組織に成れる協賛會は忌宮神社數方庭祭の初日を下し出幟者へ景品券一枚宛を交付(略)△九日の夜より同神社境内に女劍舞及び動物の興行を開始せしが當地にては珍らしき見世物なると且つは遠近よりの參詣人數數爲め意外の好人氣を博しつゝあり△去る七日幟終了後より毎夜手踊の餘興を演じつゝあるが數方庭祭典には始めての催しの事とて踊り子も非常に夥敷見物人は山の如く群集し毎夜仲々の盛況を呈しつゝあり

○長府の數方庭祭

馬關毎日新聞 明治四十四年八月十三日(三)

去る七日より長府町忌ノ宮神社にて執行中の忌ノ宮神社數方庭祭に就ては初め各種の余興賑はひを催されんとしたるも惣代會の決議一致を欠ぎ遂に中止の止むなきに至りたれば或は例年に比し寂寞を感じべき前景氣なりしも何分古來よりの異式にして我國各神社中に於ても其類例なきことゝて大賑合ひを呈して境内には女劍舞の掛小屋あり毎夜幾千の見物を吸収し其他氷店果物店等共に實入澤山なりし數方庭は旗、幟等を擔げる青年男女がヨイヤくと境内の鬼石を廻るものにて其數幾千となく數へ切れざる有様にて其壯觀實に云はん方なく其掛聲亦に一種異様の感を惹かしむ殊に去る十日は一週間中の半ばなることゝて小月清末田部王司厚狹郡植生王喜の諸村を初め下は下關門司方面より集ひ來れるもの頗る多く午後六時の上り下り列車が長府驛に着するや殆んど驛より忌ノ宮迄は押すなくの雜踏を極めたり因に數方庭は今十三日にて結了すべきにつき更に大賑ひを呈せんか

○數方庭終る

馬關毎日新聞 明治四十四年八月十五日(三)

長府町忌ノ宮神社の異式祭數方庭祭は一昨十三日にて終りたる(以下略)

●數方勢祭と玉換

馬關毎日新聞 明治四十五年七月十六日(五)

長府町の名物祭たる數方勢祭は既記の通り來月七日より一週間舉行さるゝ筈なるが本年は同祭禮をして一層賑はしめ町繁祭の一助とすべく町總代間に於て過般來寄りゝ協議の結果同祭を行ふ忌宮神社に祈れる神功皇后三韓征伐の當時干玉、満玉と稱するものを用ひ給ひしにちなみ金銀の玉を製し町總代の主催にて玉換を爲すべく決定し一個壹錢にて數千個賣出しその中に純粹の金銀玉二個を出し神社境内にて玉換を舉行する由にて近くその準備に着手する筈なりと

●長府通信

馬關毎日新聞 明治四十五年七月十八日(二)

▲本十八日當町總代會を開催して忌宮神社數方勢祭玉換舉行準備■(に)關し協議せり(略)

●數方庭祭

防長新聞 大正元年八月六日(三)

豊浦郡長府町忌宮神社にては既記の如く去三日同社務所に氏子總代會を開き來る七日より執行の數方庭祭に關し協議の結果祭典奉仕のみは常例の如く執行し幟舞(ハタマイ)は無期延期すべく最も御大喪第一期經過後に於て更に協議を遂げ日時を定むる事に決定したり

◎二の宮の數方庭

防長新聞 大正元年十月十九日(三)

悪疫流行の爲め延期されし長府町忌宮神社數方庭祭并に秋祭は頃日に至り虎疫も減退殆んど終熄に至りしより來る廿日より廿六日迄一週間數方庭祭に加へ廿四五六の三日間秋祭尚ほ同神社境内稻荷社祭も廿五六の両日執行する事に決定せるが時恰も農家多忙の時季に際會し近在よりの人出も少なかるべく金屋町集樂座に於いては廿日より浪華節劇の蓋開けをなす筈なるが之れに先だち同座に於ては本月十九日クラブ洗粉の主催活動写真を演ずる筈

●忌の宮の玉替

馬關毎日新聞 大正元年十月廿一日(五)

長府町忌宮にては既報の如く廿日より數方庭祭を舉行せるが同町各町總代は此際餘興として玉替を行はんと議あり終に其主催を以て廿四日午後一時より廿五日午後九時迄を期して寶玉約二千個を散布し景品として金銀玉各一個宛金■金御幣一個鏡餅卅個満干珠模様の盃二個を以て之に充つる事に決定せり而して寶玉は賽錢奉納者に對し無料頒付するものなりと

●數方庭祭の賑ひ ▲數千本の大幟翻へる

馬關毎日新聞 大正元年十月廿二日(五)

例年八月七日より一週間舉行さるべき長府町唯一の名物祭にして古式たる彼の數方庭祭は己記の如く本年は延期又延期となり待ちに待ちたる町民も聊か■(機)勢抜けの氣味合となりし愈々一昨廿日より向一週間行はるゝ事となるや人氣沸くが如くにして町民は我勝ちに競ふて大幟を持出さんとする有様となり同祭の第一日目の如きも大小の幟は各

町より持出され見るゝ中に數千の幟を以て埋められ人波を打つに至り鐘太鼓を打出すや古來云ひ傳へ來れる鬼石の周圍をホイクの掛聲を發し幟旗を持廻る光景頗る壯觀を極めたり第二日より更に日を追ふてその幟旗の數を増し來り忌宮神社の境内は一週間は非常の壯絶偉觀を呈する事ならん

◎忌宮數方庭祭

防長新聞 大正元年十月廿六日(三)

廿日より執行中の長府忌宮神社數方祭(マ)は例年に比し幟の數は勿論參詣人も餘程尠なく多きは玩弄物菓子店等にて境内を埋め殊に廿四日より秋祭執行中なるが本年は御大喪中にて一般の人氣消沈し市内は至って寂寞なり尤も金屋町集樂座に開演中なる身振浪華節劇は毎夜相應の客足を曳きつゝあり

●賑かな長府の玉替 ▲町役場小使の福運

馬關毎日新聞 大正元年十月廿七日(三)

(略)

●忌ノ宮數方庭祭

馬關毎日新聞 大正二年七月廿三日(五)

縣社長府町忌宮神社の古典たる數方庭祭は(略)八月七日より十三日迄執行(略)余興として玉替の催しある由

●長府の數方勢

馬關毎日新聞 大正二年八月六日(五)

(略)縣社忌ノ宮神社に於ては明七日より有名なる數方勢祭を執行する筈なり(略)同町呉服店は期日中夏衣の大安賣を爲す由なり

●長府數方勢祭(スホウゼイサイ)

馬關毎日新聞 大正二年八月九日(五)

豊浦郡長府町忌宮神社の數方勢祭は去る七日より執行せられたるが初日早々參拜者頗ぶる多く旗幟の數約六百本内外に達し境内には曾我の家の喜劇を初め三四興行物並びに氷店等所狭く軒を並べ活氣を呈しつゝありと翌八日には微雨ありたるため遠地の參拜者稍少かりしも九日よりは一層人出あるべく殊に十日夜は玉替の執行あり(以下略)

○長府の數方庭祭

關門日日新聞 大正二年八月八日夕刊(五)

長府町數方庭祭は昨七日より十三日迄執行の筈なるが本年は踪闇■の事故殊の外賑ふ有様に町内各商店も破格の安賣をなすより昨日の如きは餘興祝の盛況にて町内雜沓を極めたるが明後十日は玉替の催しあれば定めし人出多かるべし

●數方庭祭

防長新聞 大正二年八月十日(三)

去る七日より長府忌宮神社の數方庭祭なるが本年は昨年に比し出幟者頗る増加せり殊に境内は氷店玩具店菓子果物店等を以て滿されたり神社東階廊の西側なる上段廣庭には佐賀二輪加女劍舞の混合覗き目鏡野牛の角刀等の見世物あり毎夜多數の參詣者にて混雜云はん方なく數名の警官は人込みに押し入り専ら警戒を加へつゝあり此期を利用し開始せし各呉服店の安賣は何れも相應に顧客を迎へ仲々の賑ひなり

○數方庭祭の大賑ひ

關門日日新聞 大正二年八月十一日夕刊(五)

數方庭祭に於ける昨十日は近年稀有の賑ひなりしが午後六時頃よりは人出次第に増八時の幟舞(シブ)のある時は境内町内共に立錫の餘地なき迄に雜踏を極めたるが殊に階段の昇降口の如きは群集押合危険の恐れあるより警官も必死となりて之が制止に忙殺されしが幟舞終りて盆踊玉換の餘興あり何れも多大な興味を以て歓迎せられ殊に盆踊は珍らしき事とて田舎の若い衆連が男女打ち雜り花染や豆絞の手拭を頬冠りに太鼓三味線に調子を合はせ威勢よく足並揃へて踊り午後十時頃より玉開きを同社拜殿になしたるが三千の中に取當てたる福運者は(以下略)午後十一時過終了したり

○長府の數方庭

防長新聞 大正三年七月三十日(五)

界限に有名なる夏祭の長府忌宮神社の數方庭祭は八月七日より一週間執行はるゝ筈なるが昨今同神社内は露店の設備見世物の固屋懸けなど準備に忙はしきものゝ如く時恰かも舊盆前なれども長府町を始め附近の近郷より例の■(如)く長竿の尖に白旗を付して參詣するもの少からざるべく又下關よりの參詣者の對しては特に便利を圖り例年の通り關門汽船會社は特に小蒸汽船を仕て立ゝ(マ)乗用に供する事ならん

●數方勢と臨時船

馬關毎日新聞 大正三年八月七日(五)

長府名物數方勢祭は愈々本日より七ヶ日夕方より同町忌宮神社の境内に各町より大旗小旗數百本を持ち數十名少女の群がりて切籠燈籠を持ち寄り近在よりの參詣者毎年多數なり之れが爲め當市關門汽船會社は長府行臨時船を差立ち長府發最終便は午後九時なりと云へば本年も又定めて人出盛なるべし

○忌宮數方庭祭

關門日日新聞 大正三年八月七日夕刊(七)

長府町忌宮神社數方庭祭は愈よ本日より七日間執行され期日間は毎夕幟舞あり例年の如く本年も雜沓を極むべく各商店も年中最大賣揚時の事なれば破格の大安賣をなすより郡部よりも幟舞見物を兼ね中元の買物に來る者も多からんが本年は外浦海水浴場設置と共に關門汽船が一日四航海をなし居れば極めて便利にて殊に九日は青潮會主催我社後援の變裝競争もあれば一層賑ふべし因に變裝者及發見者賞品等は明日の紙上に發表すべし

●長府の數方勢祭

馬關毎日新聞 大正三年八月十日(五)

既記の如く長府町忌ノ宮神社の數方勢祭は去る七日より一週間執行中にて(略)殊に昨九日は日曜なると餘興等も多かりし(略)尚今十日は恰も祭日の中日に相當するを以て人出も多かるべく同地青潮會は餅撒きの餘興を催すべしと

○長府の玉替 防長新聞 大正三年八月十一日 (三)
去る七日より十三日まで一週間既記の如く長府忌宮神社數方庭祭なるが町部有志の主催にて十日の夜■(幟)仕舞より玉替の餘興あり九日よりは大黒踊動物園覗眼鏡等の興行も加はりし事とて参詣人夥敷賑へり

○長府の賑ひ 関門日日新聞 大正三年八月十一日 夕刊 (五)
昨十日午後九時長府町青潮會主催の餅撒きは非常の盛況を極め尚忌宮神社數方庭祭餘興として廻廊に於て福引もあり多數の人出にて今日は又幟舞後盆踊をも境内に於て舉行すれば一層雑踏するならん

●忌宮數方勢祭 馬關毎日新聞 大正四年八月五日 (五)
長府町忌ノ宮神社に於ては古式に則り來る七日より十五日まで數方勢祭を執行する筈にて例に依り長府町呉服店は一齊に五日より十四日まで十日間夏物最後の大賣出しを爲す由近郷よりの人出多かるべし

○長府數方庭祭 防長新聞 大正四年八月五日 (三)
長府忌宮神社數方庭祭は來る七日より十三日まで一週間執行の筈なるが豊浦町有志は出幟者奨励の爲め福引の餘興を催すべく計畫中なるが本年は境内の民家並に社務所の解拂ひ等をなしたれば一層廣潤となれる神苑内には數個の電燈を點じて白晝の如く出幟者及び参詣人の便利尠なからざる可し昨今露店地所の借入の豫約申込者もあり且又興行物も人込むべく豊浦町各商店は此機を利用し中元進物調達の爲め安賣店を開くべく目下準備中時恰も農家閑散の折柄なれば近郷近在よりの人出夥敷賑ふことなるべし

○長府數方庭祭 関門日日新聞 大正四年八月七日 夕刊 (五)
長府町忌宮神社にては本日より十五日迄例年の如く有名なる數方庭祭執行本年は幟舞手多く同社境内に新築落成せんとする寶物館は日光のそれを模擬し古代式の物にて尚餘興としては十日玉替を舉行すべく從來は社務所に於て餘興當日玉一個二錢宛に賣却し之を景品としたるが本年は同町木屋呉服店に取扱はしめ同店の商品二十錢毎に玉一個を進呈する由又同町しん金呉服店にても興味 (以下欠字等が多く判読不能のため略)

●長府の數方勢祭 馬關毎日新聞 大正四年八月九日 (五)
長府町忌ノ宮神社數方勢祭は既報の如く去る二日より執行中にて毎夕刻近郷近在より幟旗等を擔ぎ出す老若男女頗る多く午後九時頃迄は同社境内立錫なき雑鬧を呈し八日頃より更に氣勢上り非常の賑ひを呈し居れるが明日は數方勢祭中央日なるより長府印刷所に於て變裝競争の催しを爲す由

●昨日の數方勢 馬關毎日新聞 大正四年八月十一日 (五)
既報長府町忌ノ宮神社數方勢は去る七日より十三日迄執行中なるが昨十日は一週間内の中日に相當し近郷近在よりの人出堵をなし午後八時過ぎの人出實に一萬五千と註され玉替の催しは殊の外雑鬧を呈せり因に當日開催の筈なりし變裝競争は今十一日に變更されたり猶ほ今十一日夜は餘興盆踊の催しあるべしと

○數方庭祭の賑ひ 関門日日新聞 大正四年八月十一日 夕刊 (五)
長府町忌宮神社數方庭祭は日々盛況なるが殊に昨日の如きは近來稀有の人出にて神社境内は言ふ迄もなく市中の雑沓甚だしく夕刻の幟舞濟みてより玉替始まり何千と云ふ替玉は殆ど賣り盡され尚活動寫眞露店等何れも大繁昌を極めたり因に玉替の福運者は (以下略) 今夜は變裝競争あれば一層賑ふべし

○長府の變裝競争 関門日日新聞 大正四年八月十二日 夕刊 (五)
長府町印刷會社主催に係る數方庭祭餘興變裝競争は昨日午後六時より十時まで行はれ市中は變裝者を發見せんと非常な人出にて午後八時頃より續々發見せられしは (略) 主催者は變裝者の徘徊區域を短縮し二町内を限り出沒せしめたるも遂に發見されざれば引續き今夜忌宮境内に於て右一名の變裝競争を行ふ筈なりと

○長府數方庭 防長新聞 大正四年八月十一日 (三)
豫報の如く去る七日より長府忌宮神社數方庭祭なるが神社境内は舞踊場所を除く外氷店玩具店菓子果物店を始め活動寫眞覗眼鏡等を以て餘地もなく毎夜近郷近在よりの参■(詣)人織るが如く境内は人山を築き身動きもならぬ程の雑沓を極め警官の警戒を怠りなく殊に十日は祭日中の日に相當し多數の人出あり此日賑ひを助くる爲め長府町印刷會社の主催にて變裝競争を行ひたる筈にて近頃稀有の盛祭り

○長府の數方庭 防長新聞 大正五年七月廿六日 (三)
八月七日より例年の通り長府忌宮神社の數方庭祭執行本年は同神社國幣中社に昇格も略ぼ内定せし噂を耳にせし町民は多年の宿謀成就せしを喜ぶと同時に人氣湧き立ち居れば本年は出幟者も増加すべく好況に加へ玉替を盛大に行ふべしと農家閑散時期なれば遠近よりの参詣者も多かるべし

●忌宮數方勢祭 馬關毎日新聞 大正五年八月九日 (五)
(略)

○數方庭祭 防長新聞 大正五年八月十日 (三)
七日より十三日まで一週間長府忌宮神社の數方庭祭なるが本年は同社昇格も略ぼ内定せし噂を耳にせし町民は大に景氣付き例年に比し出幟の數も増加し毎日午後五時過より下關門司厚狹郡其他近在よりの参詣人織るが如く玩弄、菓子、

果物、氷店、等の露店も例年に劣らず殊に興行物は近年稀有の盛況にて活動寫眞を始め小兒の女劍舞手踊、抜首、不具娘、覗目鏡等の掛固屋を以て充たされさしも廣き境内も身動きならぬ程にて數名の警官は之れが雜踏取締りに全力を盡せり最も十日は幟仕舞後社前に於て玉替への餘興ある筈なりと謂へば當日は一層の人出にて定めて雜踏を極むるならん

●數方勢祭と玉替

馬關毎日新聞 大正五年八月十一日(五)

長府忌宮神社は曩に國幣小社に昇格の内定ありたるに付確定基本財産二萬一千三百九十圓の届出をなしたりと尚同社に於て數方祭(マ)の余興として今日夜玉替を爲す由なり

○玉渡し神事

防長新聞 大正五年八月十三日(三)

去十日午後二時より長府忌宮神社數方庭祭の餘興に係る玉の下渡開始一個二個寄附名義にて其數三千個に達したり當日は毎年祭典中の人出多き日なるが今年も例年に劣らぬ非常の人出にて其數約一萬人以上境内は立錫の余地なく最も雜沓を極めたるが就中玉替への状況は押合ひ揉合ひ將■(碁)倒しの有様にて混雜中豊浦町東鳥居駐車場の車夫某が手首に嵌め居たる時計一個を盗み取られたるが幸に怪我人もなく夜の十一時頃開散を告げたり當夜授福者は(以下略)

●長府數方庭

防長新聞 大正六年七月廿四日(三)

八月七日より十三日まで一週日間長府町國幣小社忌宮神社の數方庭なるが本年は御昇格後始めての祭典にて出幟者も例年に比し増加すべく殊に市街部商店は此時期を利用し安賣を開始すべく目下準備中

●長府通信

防長新聞 大正六年八月三日(二)

(略)

○長府數方庭祭

関門日日新聞 大正六年八月七日(七)

(略)

●長府數方庭祭

馬關毎日新聞 大正六年八月八日(五)

長府町忌の宮數方庭祭は七日より十三日迄七日間祭典執行夕刻より參拜者續々として町中は非常の雜沓を極めつゝあり尚毎夜各町に盆踊を催し一層の賑ひを呈しつゝありと

○長府數方庭祭 幟舞の由來

関門日日新聞 大正六年八月九日(五)

長府忌宮神社の數方庭祭は例に依つて昨七月から執行され日没頃より老若男女の氏子連白衣、白鉢巻と云ふ異様な扮装にて練り出し午後八時頃となり南鳥居下に据えられたる櫓太鼓及鉦を鬼塚の頂上に昇つぎ上るや數千の群衆吾先きにと競ひ寄り鑿々たる太鼓の音に調子を合せ典雅なる幟舞開始されたるが翻々灯に映する幟幾千なるかを知らず白衣の浪撃々と折り重なる様得も謂はれず夜深き頃迄續き居たり斯く數方庭祭に際し異様な幟舞が行はるゝ事は皆人の識る所なるが之には據つて來るべき一つの縁起あり仲哀天皇の御宇塵輪(チリワ)と云ふ者あり朝鮮より渡來したるものにして態襲を煽動し諸虜を督し七年七月(マ)突如として豊浦の宮を襲撃し其勢ひ當るべからず禁門の内外弓箭飛ぶこと雨の如く塵輪空中より助麻呂高麻呂の兄弟を射殺す天皇驚き且つ怪しみ大空より矢を放つもの尋常の夷ならず朕親らこれを撃たんと乃ち弓を執り大空に向かつて一矢を酬ゆ塵輪忽ち雲界より落ち賊兵潰散す世人塵輪の屍を見て怪しき鬼なりと之を埋めて石を覆鬼塚と稱し後世此日を期し毎年七月七日皇軍旗を昇つぎ舞ふと、而して若し數方庭の神事を行はざる時は天災地變立處に臻るとなし同地氏子は何れも一種の虞を懷き居れり従つて祭期七日間賑ひ雜沓は言語に絶するものあり今年とても境内見世物露店櫛比し町内諸商店又何れも店頭裝飾に意匠を凝らし客足を停むるに努め居たり來十日には神社廻廊にて數千個の玉を賣り出し玉替への餘興を催す由なるが人出定めて多かるべし

●數方庭祭餘興

馬關毎日新聞 大正六年八月十日(五)

既報長府町忌宮に於ては七日より數方庭祭執行の爲め夕刻より人出頗る多く雜沓を極めつゝあるが十日は例年の通り同神社にて玉替の餘興を爲すべく目下準備中

●長府數方庭

防長新聞 大正六年八月十一日(三)

忌宮神社數方庭祭は去る七日より執行七日は朝來曇天且つ時々驟雨ありし為め興行ものも掛固屋の運びに至らず且つ菓子果物店も割合に尠なく随て人出も少なりしが八日以後は天候定まりし為め二三興行ものを始め露店も櫛比し人出も漸次増加殊に十日は幟仕舞より市街部主催の玉替へ、金銀の玉并に金銀の幣其他いろくの景品を出だしたる筈なり

●長府通信

防長新聞 大正六年八月十三日(二)

△本月十一二の両日數方庭祭幟仕舞となり同所に於て踊りの催あり一段の賑ひを呈しつゝあるが同祭典も十三日終了す

○忌宮數方庭祭

関門日日新聞 大正七年八月六日(二)

長府町忌宮神社數方庭祭は例年の如く七日より十三日迄執行さるゝ事となり尚ほ今回は出征軍人安全祈念祭も併せ行ふ由にて有名なる幟舞もあれば一段の賑ひを呈すべし

●長府より

防長新聞 大正七年八月八日(三)

長府忌宮神社數方庭祭は七日より十三日まで七日間なるが同社にては此祭典に併せ同じく一週日間出動軍隊の武運長久の祈祷祭を行ふ筈

●數方庭祭と變裝競争 十日夜の催し

馬關毎日新聞 大正七年八月九日(五)

長府町にては七日より十三日夜迄數方庭祭執行中なるが有志者發起となり十日午後九時より十時半の間に變裝競争を行ふ由にて變裝區域は同町字印内■(田)橋より南の町橋に至る本町通り一直線及金屋町蒲生長生堂の處を左折して裏筋に出で中濱町東鳥居小路に出で作花呉服店の處に出で本町に至ると中濱町第一銀行の角を右折忌宮正面鳥居に出で宮の前筋を南の町鳥居を左折し同町柳井屋旅館に至る線にして此の擧を賛し變裝者の申込者多數あり各商店にても其れ、商品の寄贈をなし九州電燈■(長)府出張所よりは百燭光の電球を中濱町變裝事務所に寄附する等我社長府支局に於ても此の擧■(に)賛し之れ■(の)應援をなすべく同夜は忌宮神社境内に玉替への催しもあり非常の人出ならん但雨天の節は變裝競争も九月十五日に同神社秋季祭禮に行ふ

●長府數方庭祭

防長新聞 大正七年八月十一日(三)

長府町忌宮神社數方庭祭は七日より十三日迄一週間執行中なるが祭典第一日は風雨の障害なく午後九時半を以て無事に幟舞を終へたるが第二日目(八日)は朝來の強風雨夜に入るも歇まず終にお流れとなり第三日(九日)も天候回復の模様なく市況甚だ振はざるが天気回復せば玉替、変裝競争等ありて一段の光彩を添ふるならん

●長府の變裝 競争と景品 十日夜九時より

馬關毎日新聞 大正七年八月十一日(五)

長府町の數方庭祭掉尾の餘興として催さる、變裝競争は今十日の午後九時よりにして宜い鹽梅に天氣にもなつたれば定めて賑ふべく本紙に掲載の寫眞を携へ變裝者を探したるときは之をつきつけて直ちに事務所へ連行すれば抽籤を以て景品を渡す筈なり景品の寄贈澤山なるが重なるものは熊野雜貨店より支那大革靴一個、シン金呉服店より浴衣一反タオル八筋、松尾時計店より置時計一個、倉重商店より瓶詰酒五本、山尾呉服店より反物一反半巾五枚、蒲生商店より水飴一個、南金屋商店より木炭一俵泉商店より金銀玉一個宛其他澤山にして本社長府支局よりも反物一反を寄贈して景氣を添へたり

●素晴らしき數方庭變裝競争(ママ)の餘興大いに賑合ふ

馬關毎日新聞 大正七年八月十二日(三)

長府の數方庭祭は本月七日より一週間執行され十日は中の日にて殊に人出多く夜に入りては玉替の催しもあり岩谷松次郎氏外數名の發起に係る變裝競争は豫定の時間九時前より變裝者の寫眞を掲載せる本紙を手にして我こそ此日の手柄を見せ呉れんと鵜の目鷹の目で要所、に待ち構へて居る其光景もの、しく見えたり、斯くて九時を報ずるや競争區域たる東は印内より西は南■(町)橋迄の間は往來織るか如く就中忌宮境内は殆んど立錫の餘地なき雜踏を極め檢査所に於ては準備を整へ待つ間程なく第一着にチ號空蟬か應召工兵少尉の扮裝にて人力車にて通過する所を發見せられて次で本社のイ號硯海と云ふ順序にて其時間發見の場所左の如く硯海發見者は一等にて其以下は抽籤にて等級を定む(以下略)此の催しについては豊浦看護婦會は店頭全部を事務所に貸與し銀行其他各商店等より金品の寄贈尠からず人氣非常に引立ち近來になき賑合ひを見たり

●數方庭祭

防長新聞 大正八年七月廿八日(三)

有名なる長府忌宮神社の數方庭祭は來る八月七日より十三日まで一週間なるが本年は土曜入後の天候順當にて稲作好況殊に農家閑散の時季なれば近郷近在よりの人出夥しく定めて賑ふことなるべし尚豊浦町各商店は此時期を利用し孟蘭盆進物品の安賣を開始すべくボツ、準備に着手せり

長府町數方勢祭は七日から一週間

馬關毎日新聞 大正八年八月六日(二)

長府町忌宮神社數方勢祭は例年の如く七日より十三日迄一週間毎夕刻より執行さる、事なるが本年は平和後第一回の同祭事にて凱旋兵を初め家族一同其他遠近地方よりの參詣者多かるべく市中主なる各呉服店、雜貨店、乾物商店は何れも同期間大賣出しをなすと云へば盆の贈答品もあらかた賣れ行き多かるべし

●忌宮數方庭祭

防長新聞 大正八年八月九日(三)

長府忌宮神社數方庭祭は七日なりしが境内には氷店をもちや店果物店は鋸の齒を並べたる如く興行物は動物猫と鼠の見世物幟は例年に比し大差なく天候は順當と來たので初日以来參詣人織るが如く殊に十日は玉替への催しありといへば日を追ふに従い參詣人夥しく定めて賑ふこと、なるべし

長府數方庭祭の賑合ひ

馬關毎日新聞 大正八年八月十一日(二)

長府町忌の宮神社數方庭祭は去る七日より十三日迄毎夕刻より執行されつ、あるが本年は幟の數も餘程多く見受られ鐘太鼓の音勇ましく廻る人々も威勢よく參詣者も凱旋兵の家族や近郷近在の農家一般が豊作を見越し居る爲近年になき人出でさしも廣き境内は數萬の人を以て埋められ市中の混雜は一通りでなく各商店を初め境内の見世物は何れも蛭子顔で仙崎屋の氷店にゐる六人の給仕女目を廻すの有様なり

●數方庭祭

防長新聞 大正八年八月十四日(三)

七日より一週日間長府忌宮神社數方庭祭にて(略)事故なく本月十一日迄の出來事は迷兒二遺失二なり

●數方庭祭

防長新聞 大正九年七月三十日(三)

來る八月七日より十三日迄一週日間國幣小社長府忌宮神社數方庭祭なるが本年は各地に於て悪疫流行に付敬神家は悪疫除祈願の爲幟きりこ奉納者例年に比し増加の景況なり時給も農家閑散の時季なれば近郷近在よりの參詣人夥しく定

めて賑ふことなるべし

長府の數方庭 天下の奇祭

馬關毎日新聞 大正九年八月四日(三)

長府數方庭祭と言へば誰知らぬ者はない全國他に類のない奇祭で本年も例年の通り八月七日から十三日迄一週間毎夜日暮頃から忌宮神社前廣庭で行はれる事で本年は例年の通り玉替のある外親和會が主催して同町有志者の後援を得て七九、十の三日間午後七時から十時半迄毎夜數十發の奉納煙火を打ち揚げる筈で市中各商店は何れも店頭の裝飾をなし顧客の吸収に勉め中元贈答品等は特別の大安賣をなす筈にて祭事中は長關自動車も臨時運轉をなすなど關門地方の人々を初め近郷近在よりの參詣者殺到するならん(長府)

○長府忌宮の數方庭祭 夜間の賑ひ

關門日日新聞 大正九年八月十一日(二)

長府町國幣小社忌宮神社數方庭祭は既報の通り去と七日より向ふ一週間執行中なるが毎夜の如く夕暮方より空■轟く煙火を■■(合図)に氏子多數の青年が幟舞の長き短き竿幟を昇き女子は七夕を捧げ參詣し各町交代に幟舞キリコ舞等あり十日は祭典中一番賑やかな晩にて煙火は絶へず闇黒の空に美しく打ち揚られ幟舞も殊に多く終ると同時に廻廊に於て玉替の餘興あり替へましようくと互に幸運あれかしと祈るその賑かさは實に想像以上なり斯くて午後十時半頃より福運者の發表あり深更まで賑はひたるが近年稀有の盛況を呈したり

●數方庭祭

防長新聞 大正九年八月十二日(二)

既報の如く七日より國幣小社長府忌宮神社數方庭祭なるが初日以來毎夜多數の人出にて境内には菓子果物氷玩弄物店等櫛の齒を比べたる如く見世物は白蛇及覗目鏡等にて毎夜遠近よりの參詣人織るが如く幟も前年に比し増加し殊に豊浦町親和會の奉納に係る煙火は毎夜八時より十一時迄十數發を打揚げ一段の光景を添へつゝあり同祭は十三日を以て終了を告ぐる筈

數方庭 群集約五万非常の盛観

馬關毎日新聞 大正九年八月十二日(二)

長府町の數方庭祭は十日が■(俗)に言ふ一週間行はれる■(同)祭中の日の事とて本年は殊の外參詣者非常に多く日暮方より關門地方の人々を初め近郷近在よりの人出引も切らず神社境内はもとより同市中人を以て埋め其の數五萬と注せられ打上げる煙火は絶え間なく空高く美觀を添へ鐘太鼓の音に連れ勇ましく氏子青年男子の十五六間の長き幟は數千の少年の短き幟に混はり幾回となく神前廣庭を女子の七夕笹(キリユ(マ)と言ふ)と交代に數回となく舞ひ午後九時頃終了と共に例年の如く玉替への餘興ありて數萬の人々は幸運あれかしと互ひに祈り替へましようゝとの混雜は名狀なす能はず十一時頃終りを告げたるが玉替の幸運者左の如し(長府)(以下略)

●長府通信

防長新聞 大正九年八月十五日(二)

△國勢調査宣傳は盆唄と數方庭祭のため去十二日限り中止し(以下略)

●數方庭祭

防長新聞 大正十年七月廿六日(二)

來る八月七日より十三日迄一週日間長府忌宮神社の數方庭祭を執行す本年は出幟者奨励中なりといへば昨年に比し幟數も増加すべく市街部商家は此時期を逸せず安賣店を開始せんとて目下準備中

長府の數方庭祭

馬關毎日新聞 大正十年七月卅一日(三)

豊浦郡長府町の數方庭祭は例年の如く八月七日から一週間毎夜舉行するが最近地方人の祭事に加ほりたい希望者が續出するので今年は之等希望者の満足を計る爲に忌宮神社に於て貸幟を備へ又親和會では各戸に幟又は切籠の奨励をして居るが古式に則つた一反幟持參には商品を與へ又思案橋の歌も復活さすために昨今青年間では盛んに練習中で尚救護所をも設けるべく目下準備中である

○長府名物の數方底(マ)祭 七日より十三日迄

關門日日新聞 大正十年八月二日(三)

長府町國幣小社忌宮神社にては七日より十三日迄名物數方庭祭が執行さるゝ筈なるが古式に則り長竿の幟七夕に切り子を付け毎日午後六時頃より各畔交代にて音頭太鼓をたゝき鯨波の聲と共に揚げ鉢巻に白裳束の老若男女が調子よく幟を支へて一廻りする毎に太鼓を打數回の後更に他の畔の新手代りて意勢よく舞ふ有様は一奇觀たるを失はず祭典中十日の夜は一番にぎやかなるが當夜は玉替の外各種の餘興ある筈なり

長府の數方庭頗る賑ふ

馬關毎日新聞 大正十年八月九日(三)

長府町數方庭祭は既載の如く七日夜より毎夜舉行されつゝあるが盆前を控へ居る事とて呉服店雜貨店を初め市中重なる各商店は何れも祭事期間大賣出しを開始しつゝあるとで頗る賑つてゐる忌宮神社境内には魔術一行の興行を初め多數の露店は何れも繁昌をなし宮の前仙崎屋氷店の如きは目を廻しみる有様にて本年は幟の數昨年に倍加して同町親和會に於ては萬一の備への爲救護所を設けて負傷者の救難に勉めはやとも自動車は特に關門地方の參詣者の便利を圖り祭事中は午後九時迄運轉をなし居れ■(、)同地方の參詣者も非常に多く奉納煙火は七十九の三日間打揚げる外十日は例年の如く祭事後玉替への催しある事なれば同日は最も人出多くあらう

○長府忌宮の數方庭祭 幟舞の夜の雑踏

關門日日新聞 大正十年八月十二日(三)

長府町國幣小社忌宮神社數方庭祭は七日から十三日迄執行中だが十日は祭典中一番賑ふ日で朝からの暑さにもめげつ近村から續々參拜者あり幟舞のある夕方には神社境内は更なり全町▲人波にて渦をなし頗る雑踏した本年は例年に

比し競ふて長竿の幟を昇出し甚だしきは十四五間もあるを見受た程で幟の數頗る激増し古典的奇祭と稱せられ居る數方庭祭は年一年と盛んになつて行く同神社の縁起に見ゆる思案橋と言ふのが今年始めて▲有志 に依り節面白く唄はれ一段の興を添へ將來長府の名物の一として繼續すべしと言ふ夜に入りては煙火絶へず冲天に轟き玉替に青年男女が替へましようで深更まで賑ふたことは近年珍しい程であつた

●數方庭祭

防長新聞 大正十年八月十三日 (三)

七日より長府忌宮神社の數方庭祭なるが毎夜参詣人織るが如く十日は玉替の催しあり特に本年は玉替開始十周年に相當せるを以て豊浦町親和會は記念の為玄米一俵の當■(籤)を出せり玉替は金銀の玉金銀の御幣等なり境内は全く人埋めにて非常に雑沓を極めたりまた奇術曲藝覗き目鏡の興行に氷店玩弄物店菓子果物店は櫛の齒を並べたる如く出幟者も獎勵の結果昨年に比し増加し参詣人織るが如く仲々の雑沓にて數名の警官は右往左往警戒おさゝ怠りなく市街部は軒提燈を吊るし無數の電燈に安賣商品を飾り立て只管顧客の歓待に力めつゝあり

●數方庭祭

防長新聞 大正十一年七月五日 (三)

来る八月七日より十三日まで例年の通り國幣小社長府忌宮神社の數方庭祭なるが最も由緒ある古式の祭事なるを以て昨年来各畔總代と協議の上此祭典をして一層威儀を保ち且盛大ならしむる趣旨の下に出幟者獎勵の一方法を以て各畔共少し許宛出金し奨励資金に充つことゝなりたるが本年も同様前方法を維持し且幟仕舞は正面鳥居前より列を整へ四本柱(マ)を歌ひ歸宅せしむる方針なりと

○長府忌宮數方庭祭 七日より一週間

関門日日新聞 大正十一年八月八日 (二)

長府町國幣小社忌宮神社數方庭祭を七日より一週間境内鬼石を中心に數千の大小幟を押立て太鼓の鑿々たる鳴りに和し一周する毎に鯨波の聲を揚げ威勢よき幟舞に三韓征伐當時の倂を偲ぶべき古式の祭典は例年より一層盛んに行ふべ(マ)幟の數も増加せしむべきため抽籤券を出場者に交附し福引景品を授與し玉替も行はれ花火の打揚其他の餘興多々あるを以て本年は定めし人出多かるべく下關自動車及びハヤトモ自動車にてはこの人出に資するため夜十時頃迄運轉すべしと云へば夏の夜の涼を趁ふて参拜するもの多かるべしと

●長府數方庭祭

防長新聞 大正十一年八月十日 (三)

七日より十三日迄一週間長府忌宮神社數方庭祭なるが豊浦町商業會は幾多出幟者及び参詣人の便宜を計るため現在の社務所の前に無料休憩所を設け湯茶の供給をなすつゝあり境内には活動寫眞其他二三の興行の外菓子果物玩弄物氷店は處狭き程軒を並べ顧客の歓待に力めつゝあり就中十日の夜は玉替への催しありと謂へば此日は一段人出夥しかるべく毎夜七時頃より煙花を打揚げなかくの盛況なり

●長府數方庭祭

防長新聞 大正十二年八月一日 (三)

長府町忌宮神社數方庭祭は来る八月七日から十三日まで一週間執行の筈だが本年も一層奨励の上多數の幟及び切籠を出ださしめ盛大な祭典を挙げしむべく奨励委員會で左記の通り協定した

氏子中は各戸成るべく幟及び切籠を出すこと△幟及び切籠は古式保存の趣旨により努めて規律を尊重し作製すること△幟及び切籠奉納者順序は鯉川以北を金屋組以南を惣社組に附属し太鼓と終始を共にすること△正面坂口において幟及び切籠の検査を行ひ古式のものと思ふときは賞品を授典すること△長幟は制限なきも「グルリ」竿の危険の處あるを以て五間以内として本竿グルリ竿二本以外を用ゐざること△幟及び切籠の置場は神社正面廣場の中心以東を金屋組以西を惣社組とし其位置を表示すること△奨励費は前年通り各組より金一圓宛を醸出し八月五日迄に社務所へ納付のこと△本町商業會より奨励の為幟及び切籠奉納者へ對し景品贈與のこと△委員金屋町布野幸一氏辭退につき後任を中濱町村谷傳三郎氏に囑託せしこと

●長府數方庭祭

防長新聞 大正十二年八月二日 (三)

長府で名高い祭典である同祭は各村から古代式白幟を各人一本づゝ競争的に竿の大且長なるを特色として夕刻から忌宮神社境内に持参し各青少年■(團) ■■して行列勇ましく八時から數十回となく該行列は圓形に行進を始め十一時頃終了す、此式八月七日から十三日迄一週間繼續せられ中十日にて境内にて長府商贊會の催しにかゝる玉替競技あり例年納涼旁人出山をなし頗る盛況を極む、此前景氣として長府商贊會は呉服大安賣りを断行して大宣傳に力めてをる

●長府數方庭祭

防長新聞 大正十二年八月九日 (三)

豫報の如く本月七日から長府町忌宮神社の數方庭祭だが、境内には曲馬輕業の大建物を始め蛇の見世物覗目鏡等の外氷店菓子果物諸店は櫛の齒を並べたる如く、それと豊浦町商業會は参詣者の便宜を計るため無料休憩所を設け湯茶を供給し其間數千の幟集まり其混雑名狀すべからず、長府驛へは自動車の運轉を開始し市街各商店は安賣店を開き顧客の歓待に努めてをる

○數方庭祭で長府の賑ひ

関門日日新聞 大正十二年八月十一日 (五)

長府町國幣小社忌宮神社數方庭祭は既報のごとく去七日から十三日まで執行するが十日夜は期間中最も賑かな日で遠近から参詣者多く境内は勿論市中雑踏を呈せるが最も人氣を呼べるは玉替にて三千數百個の玉は全部賣切れの盛況境内他は見世物を其の(マ)興業物露店等軒ならべ盛況を呈した

●忌宮神社 數方庭祭

防長新聞 大正十三年七月八日(三)

来る八月七日から十三日まで一週間國幣小社長府忌宮神社の數方庭祭だが客年より出幟者を奨励すると同時に一面古式の幟に對しては夫々賞品を授與する筈で、これが費金は各畔の負擔であると、年々歳々出幟者増加の好況を示しつつあり定めて賑わふことだらう

●長府忌宮 數方庭祭

防長新聞 大正十三年八月八日(三)

七日から長府忌宮神社數方庭祭であるが、古式幟奨励費として各畔から一圓宛醸出した、年々歳々出幟者の數増加する好況で降雨の故障なくば遠近から参詣人織が如く定めて賑ふことだらう

○古典的な數方庭祭 七日から向ふ一週間 歡樂境と化す長府町

関門日日新聞 大正十三年八月九日(三)

今年は近年稀に見る旱天續きで草も木も果は人間までが干乾になりさうであつたが去る五日夜から時化氣味だつたが兎に角結構な霈ひで農民の爲めには黄金の雨であつた六日の未明から晴渡り又照り出したが大分涼味を覺えた、長府町國幣小社長府忌宮神社例祭は恰も七日から十三日まで執行されると(マ)となり數方庭が祭典中毎夜境内で賑かに行はるゝ數方庭は鬼の首を埋めたといふ岩を中心に太鼓の鑿々たる音に和しホイクと揚鉢巻の大男が天を舞す大幟中幟小幟か數限りなく數多の若衆や子供に支へられて廻ること幾たびかの後女子の花笹に燈籠や提灯をつけた華やかな群が鬼の首を中心に廻ること幾たびかで男子と入れ替はり立ち替はり夜のふけるまで廻る此の古式にのつ(マ)とる祭事を見物せんと遠近から参詣するもの多く境内は毎夜立錫の餘地なき盛況であるこれを當込み境内には各種の見世物や飲食店など軒を並べ聲をからして客を呼ぶ夜分は涼味津々たる上七日の片割月が冲天に暉きあまつさへ千燭光の電燈燦としててりはえ男波女波打寄する琴の浦邊では絶へず煙花を打揚鏡の如き海上にはボート漕ぐ人と泳ぐ人などで水陸とも茲一週間長府の夏の夜は宛然歡樂境と化するであらう殊に九日十日は長府中學グランドに於て長府中學エビー兩組下關商業エビー兩組防府中學國豐中學の六チームになる野球大會あり十日夜は玉替あり尚九十の兩日同町土居の内元山尾呉服店跡に於て好川治郎二宮久吉兩氏主催に係る盆栽陳列會か催さるゝので從來にない盛況を呈するであらう當市から見物する人達に便する為め夜遅くまで土井ハヤトモ兩自動車運轉する筈

●忌宮神社の數方庭祭 珍らしき祭事

防長新聞 大正十三年八月十一日(三)

長府町鎮座の忌宮神社は仲哀天皇神功皇后を祀つてあるが、此祭典は珍しい祭事が二つある、一つは毎年十二月の七日から一週間行はれるお忌祭で今一つは本月七日から行はれる數方庭祭である「數方庭祭」は古書に數方勢修法庭、數多勢、■(數)方庭など書いてあるが今は數方庭といつてを舊藩時代は警固の役として目付組頭社寺奉行中間頭が各家來を引率して樓門に詰切り町からは大年寄り小年寄り連が周圍に並んでゐた幟を先登に樹て切籠樂人(樂は横笛太鼓鉦)が續き順次石壇を登つて行き夫れから樂を奏すると幟持は樂に和して音導を取り庭の豫定の位置を幾十回となく行列のまゝ廻る(女子は切籠を捧げて廻る)のである、此式は金屋町組惣社町組と二つになって行はれる、そして神事が終ると各自歸路「シアン橋」といふ古風な船歌を歌ふて勇ましく歸るのであるが今では此事は見る影もなく歌さへ耳にする事が出来ない、併し現今引續き舉行さるゝ此幟と切籠とは毎年行はれ毎日夕方から長府町内は固より隣村の氏子王司、安岡、川中、勝山、内日各村からも青年出動して其大なるものは長さ十六七間もある太き長き竹の竿頭に鳥毛を挿し鈴を添へた木綿の幟を付け其小なるものは二三間位で兒童が白シャツ白鉢巻でホイゝと鐘や太鼓の音に拍手を取りて庭内を圓形に廻るが其數幾百本に及び女子は切籠笹の葉のついた竹に短冊を五色に歌などを書いて澤山枝に吊るし其間に混りて廻るのである、毛利家からも毎年切籠と幟■(一)旗は出る此祭事は夕方から始まり十時頃迄に終るので丁度納涼涼見物に出掛けるもの多く境内は氷店其他飲食店菓子店見世物等隈なく開店せられ一週間は長府の町も賑つて居る、此忌宮の庭内に鬼の首が埋めてあるといふ傳説の箇所には石壇を廻らしてあるが此鬼の首を中心に幟持はぐるゝ廻るのである、兎に角珍らしき祭事の一つである

●數方庭祭の 玉替神事

防長新聞 大正十三年八月十二日(二)

八月七日から十四日まで一週間挙行の長府忌宮神社數方庭祭中の仲日に當る十日夕刻から修祓■で玉替券を發賣した其數毎年二千五百枚で参拝者に賣渡し、各自は玉替よゝと口毎に互に競うて替玉をなし同日夜十一時に開札するが番印を抽選して其番印に相當する番の所有者には左の珠幣等を授与するのである 一等金珠一個△二等金幣一個△三等銀珠一個△四等銀幣一個△五等■六十六個△六等■(祝)箸五十對計一百二十個當■(籤)此行事は寶の珠を得んとて關門方面付近村落から老若男■(女)群集山の如く非常の盛況■(を)告げた當■(選)者は■■(続報)すべし

忌宮神社 數方庭祭

防長新聞 大正十四年七月七日(三)

来る八月七日から十三日まで一週日間は有名なる長府忌宮神社數方庭祭が東西の廻廊も既に見事に葺合ができ、それまでには常夜燈もできあがり、神社の對面一段の美觀を呈すべく、農家も閑散の時季で殊に本年四月同神社の氏子となつた勝山村字旧會から擧つて幟をたす筈といへば、遠近からの参詣人夥しく定めて非常の賑わひを來すであらう

忌宮數方庭祭 古式の幟切籠を奨励

防長新聞 大正十四年七月廿二日(三)

長府町忌宮神社の名物祭りである數方庭祭は八月七日から十三日まで一週間であるが本年は特に古式の幟及び古式切籠を出す様町の奨励會から大いに奨励することになつた、例年何百本といふ幟を、青少年が掛聲勇ましく夕刻から毎

夜此の幟と切籠とを持つて参拜するので、参拜の上は庭内豫定の場所を一緒に廻るので仲々賑しく、之を見物する人出が又非常に澤山だが奨励會では町内毎戸に注意書を一枚づゝ配布して一層澤山幟を出すことに努めてゐる

古式による長府の數方庭祭 大式の幟切籠を奨励 八月七日から一週間 馬關毎日新聞 大正十四年七月廿二日(三)
長府町忌宮神社の名物祭である數方庭祭は、愈八月七日から十三日迄一周(マ)間在るが本月は特に古式の幟及び古式を(マ)切籠出すやう町の奨励會から多に奨励することになつたが例年何百といふ幟であるが仲々青少年が■(聲)掛けで夕刻から毎夜此の幟、切籠を持つて参拜するのである参拜のとは(マ)庭内豫定の場所を一層に廻るので仲々人出も澤山あるとするが此■(町)の奨励會では町内毎戸に注意書を一枚宛配付して一層出し幟することに努めて居る。

長府忌宮 數方庭祭 一週間毎夜古式の旗行列其數數千本 他に類例なき祭事 防長新聞 大正十四年八月九日(三)
長府町鎮座國幣小社忌宮神社では毎年八月七日から一週間數方庭祭を舉行するが、此祭事は他に類例なき面白いにぎやかな祭事であつて、氏子から毎夜各自古式の切籠(俗に燈籠)をともして笹竹に吊るし、又古式の三幅乃至一幅の木綿幟を竹に仕付け其竹の太き長きを賞讃するので、長きものは十間以上のももあり短きものでも三四間はあつたが何れも鈴を竿頭に付け鳥毛を付着し、幟の下方を竿に巻つけて絞り白衣白鉢巻で幼年、少年、青年、老年に至る迄之を捧げて夕刻宮境内に運び、一應勢揃ひの上境内豫定の位置なる鬼石を中心として夜十一時頃過幾十回となく廻り、鉦太鼓笛など囃入りで仲々威勢よく掛け聲し是に和して廻るのである夏の夕涼み旁此光景を見んものと、遠近からの人出仲々夥しく廣き境内もために立錐の餘地がない程である。本年は長府町の商業會が後援して社務所から此幟、切籠の奨励をし古式に類似したものには賞品を出す事となつたのと、町内商家は残らず青笹に切籠を附けたものを出す様になつたから、例年に比し一層其數を増し一異觀を呈した商家は此の機を利用し、夏季大安賣を斷行して興を添へてをる

長府忌宮の數方庭祭の賑ひ 夜毎古式の旗行列 全く類例なき祭事 馬關毎日新聞 大正十四年八月九日(二)
以下ほとんど上記大正 14.8.9「防長新聞」の記事内容とほぼ同じなので略

數方庭祭の由來 神功皇后御親征の送迎を表したのか 馬關毎日新聞 大正十四年八月九日(二)
毎年八月七日の夕より十三日の夜まで行なれてゐる忌宮神社の古式神事に極めて勇壯剛健な行事でこれは神功皇后三韓征伐の出陣の古式の遺れるものと傳へられてゐる／諸書には數多勢又は數法庭とも見えてゐるか現今では數■(方)庭と記されてある参者各幟竿を持ち幟は白き布か木綿かを以て造り一反を■(二)幅に縫ひ其竿の先に鳥毛を挿し小旗と鈴を付ける小旗には赤き色青又黄と色々普通は自家の紋所を書き染めてゐる又燈籠を枝葉ある竹に付け短冊をつけたのを切籠といふ此幟又は燈を持つたものは先づ神社南面の第二の石階の下にある一の鳥居の左右から集合し左は金屋町組右は總社町組と云ふ順序である舊藩の代は警固として目附頭社寺奉行中間頭各属吏を率ひ樓門に詰め切り大年寄■(亦)小年寄出てゝ庭上に列なり藩主の上覧を待つ是に於て幟持者先きに進み次に切籠持人樂人といふ順序で各石階を上る樂器は横笛太鼓鉦■笛は武家役にて吹き方左右異り樂人太鼓を廣■(庭)の大石の上に置き曲を始む幟持■(者)燈籠者一群一群■大石を中心に呼々世似々々々々と呼はりつゝ鳴物の音につれて踊り廻る太鼓止めば幟もちた者のみ元の所に退出する此式左右各二度で終る返りの道すがらはしあん橋といふ古風の歌物を唄ひつゝ各自家に歸るのであるが之は皇后御親征の御道途を送り奉る名残ともいひ又は彼の國を征して凱旋し給ひたのを悦べる様を傳へたものとも言ふ

長府忌宮 數方庭祭の由來 防長新聞 大正十四年八月十日(三)
以下ほとんど上記馬關毎日新聞内容とほぼ同じなので略最後に(今はしあん橋が古式は絶えたのである)とある。

數方庭祭の由來 神功皇后御親征の送迎を表したのか(二) 馬關毎日新聞 大正十四年八月十日(二)
諸、右の廣庭の大石は仲哀天皇即位七年新羅の間者塵輪なるもの竝に豊浦宮居を窺ひたるを天皇早くも御■(覺)らせ給ひ親から御弓を執りて塵輪を射たまひ其頸を埋めさせ給へるしの石なりと言ひ傳へて居るが古文書にこゝ書いてある

此祭者神功皇后三韓征伐出陣之

吉例■(凡)仲哀之時凶■(誅)■(如)鬼者埋其首

於當社樓門外南庭中以大■爲■(覆)

至躍之時爲置樂器之■(所)躍者廻其

外故惡魔降伏三韓從服出陣■(旌)旗

遺式也

中古佛教旺盛を極め全國有名の神社には神宮寺を置かれたる時代に忌宮にもまた神宮寺及び七塔■(頭)等置かれたり其の頃神宮寺が盛んに念佛講修など營みたりし事の古來の出陣式と相混じたるものなきにあらざる疑ひは或書に修法廷と書きなされたる事等ありされとは或點迄或時代に其影響を受けたるといふ丈けのことに之が爲めに古式上には何等の遺失を來たさざるは幸也■(国)學者近藤棄與志翁の歌に

「旗さゝけわれも 踊らん若から

ば神の御庭にむかし忍ひて」

此の歌は數方庭の壯觀を直感的に言ひ表したものである數方庭中は境内に乃木將軍奉納の幟を其儘保存して一般參拜者に觀覽を許して居る特に茲に附加へて説明して置かねばならぬ事は三韓征伐といふ意義である單に表面から征伐征服と云ふ文字をみれば無謀の擧とも聞こえるであろう殊に我國の歴史や事理に詳■（通）せざる今日の朝鮮人士の間には不快の感を抱き相當の議論もあると聞いているが之れは當時の事情を知らざるためである當年に於ける征韓の事は或る一部の人の論ずるが如き無謀の戰爭でも無名の征伐では決してない仲哀天皇は最初熊襲の反動を鎮め給ふ御聖慮であらせられた事は歴史上明かである然るになんぞ計らん熊襲の騷擾反抗は對岸の新羅が自國の勢力を扶殖せんとする野望より陰にこれを煽動し來りし事を知り給ひ其の不逞をいたく怒に一度は■■（膺懲）の軍を紀さねば到底彼が頑冥固陋を打破することは出來まいまた此際一舉して禍根を絶つに非ざれば永く大陸交通の途を杜絶する所以にして彼我兩國の■■（幸福）にあらざることを確信し給ひ斯て振古の御英断は已むなく征韓の■（議）を早めた所以あるう

數方庭祭の由來 神功皇后御親征の送迎を表したものか（三） 馬關毎日新聞 大正十四年八月十一日（二）
當時畏れ多くも仲哀天皇は急遽香椎宮に於て崩御し給ひ皇后御妊身御臨月に在らせらるゝので唯々皇后は帝國の發展と内外不遑の幸福を切願さるゝ外敢て御一身上の安否を顧みさせざる御翠慮のほどは國民の永く服膺して忘れてはならぬ事と思ふ果して凱旋の後日韓の平和一段の深厚を加へ大陸交通の途は彌開けて外は遙に皇威を敬慕し來り歸化する民年と共に増加し彼等歸化する民によつて農業に文學に技藝に工業に一新機軸を出し、内は聖徳普く及びて文物典章燥然として光輝を放す我國史上に一新紀元と■（劃）せられたのみならず爾來一千七百有餘年後の今日一日韓併合して神功開國の御素志茲に完成し日韓兩國國民は茲に全く同体と成て永久に皇室の仁風慈神に浴すると云ふ事は天意か將たあ（マ）神慮か無量の感に堪へざる次第である惟ふに時の古今國の東西を問はず人物發達の歴史を顧みれば彼我共に必ず一貫した通有性である一言にして云へば總ての物實的方面を超越したる偉大なる極めて崇高なる信會の標的である今試みに二の例を上げて見ればセーヌ河畔の女神は花の巴里を造り上げ巴里人士は女神に■（應）酬すべく莊麗なる市街に■（意）氣衝天の活動を續け又古希臘時代のオリンピック祭が當時の國民に如何に偉大な信仰と印象を與へて以て心身の練磨に資したる事に總到せばけだし思ひ半に過ぐるもやがあらう而して我國の祭事祭典は建國の歴史に立脚して美風良俗をなし今日に至つたもので即ち祭事を重んずるは古典を尊び古例を重んずるは所以にて人文の發達上より見ても缺ぐべからざるものである況んや我國の祭事は國家と終始し其の盛衰を共にするものなるに於ておや此意義によりして數方庭神事は古例尊重の意味に於てまた其地原を意味する上に於て歴史的趣味を尊重する上に於て而も其行事が信念を標的として歡樂行事の間流汗淋■（漓）の裡に自ら心神の修養練磨に資する點に於て且つ數千の大幟小幟飛揚する壯觀が千姿萬態の■（様）なるも而も一糸亂れず規律節制秩序ある點に於てかゝる祭祀の禮を厚ふするは其の地方に於ける當然の任務と思ふと同時に社會の進歩に伴ふて所請時代に順應して行く必要も生じて來る譯■（で）ある」（終りの寫眞 繪畫は即ち數方庭祭事）

數方庭祭由來（承前） 防長新聞 大正十四年八月十一日（三）
上記大正 14 年 8 月 10 日「馬關毎日新聞」數方庭祭の由來神功皇后御親征の送迎を表したものか（二）とほぼ同じ内容なので略

忌宮玉換祭 關毎日新聞 大正十四年八月十一日（三）
長府町忌宮社では數方庭祭の仲日で九日夜九時から十一時まで社■（務）廻廊で、玉換券を交付し玉換の餘興がある珠の数は三千五百個で各番號を附し抽籤で番號を發表し骸當者に左の物品を交付する定めて盛況であつた

金珠一個銀珠一個金幣一個銀幣一個御鏡餅六十重合計五種

非常に賑つた數方庭の中日 関門日日新聞 大正十四年八月十一日（五）
長府忌宮神社數方庭祭は七日から向ふ一週間執行の事は既報の如くであるが中の十日は期間中一番賑かな日で參拜者も汽車汽船自動車などで日没頃は境内賑詰の盛況殊に今年は幟の數も花笹も多く一しほ華々しく境内の夜店や寄せなど大入滿員であつた又此日の玉替は福運者は遠方の參拜者に多かつたとのことである

數方庭祭中日 玉替と奉納生花 馬關毎日新聞 大正十四年八月十三日（三）
長府町忌宮社數方庭祭は一週間の繼續神事なるが其の第四日目即ち中の日が去る十日で同夜は例の玉替の餘興があり其の上社務所で近木秀子女史の遠州古流家元補佐といふ階級に昇格されたので其祝■（意）を兼ね奉納生花大會があつた東京■（か）ら愈々下向の家元三世秋■（素）庵一英（加藤寅一郎氏）及其妻女秋素庵一和及家元顧問美映庵一霞（淺川美譽子）同家元目代春香庵一貫（北見常吉氏）等打揃ふて殿下御成の本座敷に紫幕を張りて生けられた尚ほ補佐に進級の長府町中土居近木秀子女史以下順次高級者の生花整列されて仲々美しく次の間に近木女史の門弟等多數生け込まれてあつたが仲には珍しき挿花も随分あつたのみならず實に家元大家諸先生の生花は勿論大体に頗る美事にて參詣者集まつて賞讚觀覽した數方庭祭の毎夜此夜が一人出多く金銀の幣も同夜十時過ぎ何れも當選して萬歳裡に引揚げた

數方庭祭中日 玉替と奉納生花大會 防長新聞 大正十四年八月十三日（三）
上記大正 14 年 8 月 13 日「馬關毎日新聞」の記事とほぼ同じ文言内容なので略

研究紀要第11号

正誤表

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|----|-------|------------------|-------------------|
| 49 | 上から5 | 攪乱層や客土層を含む表土である、 | 攪乱層や客土層を含む表土である。 |
| 49 | 上から10 | 第1次～第12調査報告書2014 | 第1次～第12次調査報告書2014 |
| 53 | 下から6 | 第1次～第12調査報告書2014 | 第1次～第12次調査報告書2014 |

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

研究紀要

第11号

発行年月日 2016年3月
編集・発行 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム
〒759-6121 山口県下関市豊北町神田上891-8
TEL 083-788-1841
FAX 083-788-1843
印刷 アロー印刷株式会社
〒751-0818 下関市卸新町10-3
TEL 083-223-1211
FAX 083-223-1309
